

和名類聚抄・名古屋博物館本の地名

―高山寺本と対照して―

蜂 矢 真 郷

一 名博本と高山寺本

和名類聚抄（以下、和名抄と示す）・名古屋博物館本（以下、名博本と示し、挙例の際などに[名]と示す）は、廿卷本であり、永禄九〔1566〕年の書写であるが、これについては、名古屋博物館資料叢書2『和名類聚抄』^①に榎英一氏の「解説」があり、また、宮澤俊雅氏「倭名類聚抄二十卷本諸本再考」^②が検討されている。

榎氏は、「概していえば、名博本は東急本よりは高山寺本に近いようである。」とされ、また、宮澤氏は、榎氏が「名博本は辞書というより語彙集になっている」と述べられるのを引いて、名博本は、「二十卷本倭名類聚抄のうち高山寺本の系統に近いものに基づいて、本文記事の殆どを削り、中世の辞書としてふさわしい「名彙集」の体裁に改編したもの、と位置付けることが出来る

のではあるまいか。」と結論される。ただ、この「語彙集」「単語集」（榎氏）・「名彙集」（宮澤氏）の形に「改編」（同）すると見ることは、巻一～四を中心に言われることであり、元々「名彙集」的な部分（宮澤氏）である巻六～九（高山寺本）^④の「國郡部」ないし「郷里部」においては必ずしも明確なことではない。

宮澤氏は「郷里部での対比から、高山寺本と名古屋本との間に類縁関係があると認められ、」とも言われるが、ここで、榎氏・宮澤氏を承け、名博本と高山寺本（以下、挙例の際などに[高]と示す）との関係について、名博本「國郡部」と高山寺本「郷里部」と（つまり、地名を掲載する部分）を対照することにより検討したいと考える。本稿の関心は、地名の資料として和名抄を見るところにあるので、和名抄諸本の関係のことは本来の検討の対象から些か離れる問題であるが、避けて通れないことであろうとも考

えている。

さて、和名抄・廿卷本は、「國郡部」ないし「郷里部」に地名を掲載している⁽⁵⁾（十卷本にはない）。その中で、大東急記念文庫本（以下、大東急本と示し、挙例の際などに[急]と示す）や元和古活字本（以下、元和本と示し、挙例の際などに[元]と示す）には国名欄・郡名欄と郷名欄とがあるのに対して、高山寺本も名博本も郷名欄のみである⁽⁶⁾。

そして、大東急本（・元和本）や高山寺本は、郷名の多くに萬葉仮名中心の訓注（以下、単に訓注と呼ぶ）が付されている⁽⁷⁾のに対して、名博本は、郷名の多くに片仮名の傍訓（以下、単に傍訓と呼ぶ）が付されている⁽⁸⁾。名博本の郷名の傍訓については、榎氏も宮澤氏も特にふれられていないが、これは、高山寺本ないし高山寺本系の訓注を傍訓に改めたものではないかと考えられる。以下、基本的にこの方向で検討して行きたいと考える。

なお、北川和秀氏『和名類聚抄』にみる東海の古代地名⁽⁹⁾は、「名博本の附訓は郡名も郷名も共にカタカナである。附訓状況は高山寺本と共通性が高い。高山寺本と名博本とに見えるカタカナ訓は、本来は万葉仮名であったものをカタカナに変更したものである⁽¹⁰⁾。」と述べられ、ほぼ同様の方向でとらえられている（郡名の傍訓ないし高山寺本の傍訓については、第二節に述べる）。

一方で、渡辺実氏の高山寺本の「解題」⁽¹¹⁾も榎氏も宮澤氏も北川氏も指摘されることであるが、「郡家」「驛家」「神戸」「餘戸」などの大部分を、高山寺本は郷名から削除しているのに対して、名

博本は郷名に挙げている。高山寺本から名博本へという方向を考えると、これは増補のように見える。

榎氏は、名博本について、「高山寺本に近いようである。」としつつ、「高山寺本では大部分削除している駅家や余戸を載せていて、相違箇所もあるから、単純な関係ではない。」とされる。それに対して、宮澤氏は、「これらの特殊郷はもとも有ったものが省かれていったと考え」られ、「特殊郷が省かれる以前の高山寺本」を想定されて、「名古屋本は高山寺本の系統に属し、これを改編抄録して成った本と見るのが順当であろう。」とされる。

つまり、「郡家」「驛家」「神戸」「餘戸」などを、高山寺本の祖本から高山寺本が削除したのに対して、祖本を承けた名博本は削除していない、という関係であると考えられていて、このように見れば、増補ではないことになる。とすると、宮澤氏も言われるように、名博本は「現高山寺本を継承するものではない」ことになるので、高山寺本の祖本を含めた高山寺本系と高山寺本そのものとを区別して述べるようにしたい（既にそのように述べたところがある）。

二 郡名の傍訓

高山寺本の（郷名欄の）郡名の、畿内と東海道の伊賀・尾張との範囲の多くには傍訓が付されている。しかしながら、この傍訓は高山寺本に元からあったものではないと見られる。それは、この傍訓が右に示した部分にしかないこともあり、また、その中に

他本と一致しない(場合によつては、正しくない)訓がかなりあるからである。仮名遣の差によるものを省略して、他本と一致しない訓は次のようである(参考までに、大東急本(・元和本)の訓注を括弧内に示す)。

乙訓郡(於止久^二二)、愛宕郡(於多支、^{アタコ}、^{アヒラカ}相楽郡(佐加良加)

(以上、山城国)

添上郡(曾布乃加美)、添下郡(曾布乃之毛)、葛上郡(加豆良支乃加美、^{カフノカミ}、^{カフノシモ}、^{カトノカミ})

[元]加豆良岐乃加美、忍海郡(於之乃美)、高市郡(多介知)(以上、大

和国)

古市郡(不留知)、讚良郡(佐良、[元]佐良々)(以上、河内国)

豊島郡(手嶋)、河邊郡(加波乃倍)(以上、摂津国)

このことから見ると、高山寺本の郡名の傍訓と名博本の(郷名欄の)郡名の傍訓とを対照することはあまり意味がないと考えられるので、高山寺本の郡名の傍訓はとり挙げないことにする。

とすると、名博本の郡名の傍訓は、大東急本(・元和本)の(郡名欄の)郡名の訓注と対照するしかない。この節では、大東急本(・元和本)に訓注等があり、かつ、名博本に傍訓があるもので、注意される郡名のみを挙げる。先に名博本の例を挙げ、それに対応する大東急本(・元和本)の例を括弧内に挙げる。その際に、両者に一致する(字体の差は問わない)郡名は、大東急本(・元和本)の方を省略する(つまり、訓注等のみを示すことにし、両者が異なる表記であるなどの例は大東急本(・元和本)の郡名も括弧内に挙げる)。名博本で「郡」字を「一」と示したも

のは、「郡」に戻して示すことにする(以下、同様)。

左には、大東急本(・元和本)のオ「於」を名博本でヲとした例(オ↓ヲと示す(以下、同様))が多い(12例)。同様に、ハ↓ワ 1例、キ↓イ 5例、ヒ↓イ 3例、イ↓ヒ 1例、フ↓ウ 5例、エ↓エ 1例、エ↓へ 1例、エ↓へ 1例、ホ↓ヲ 2例、ヲ↓ホ 1例、ホ↓オ 1例、ム↓ン 8例、のようである。これら仮名遣の差によるものは、永祿九年の書写としてそのようであるところなので、一々に述べない。

山城国 乙訓郡(於止久^二二) 愛宕郡(於多支、^{アタコ}、^{アヒラカ}相楽郡(佐加良加)

[元]岐 相楽郡(佐加良加)、大和国 添上郡(曾布乃加美、^{ソフノカミ}、^{ソフノシモ}、^{カトノカミ})

之乃美) 十市郡(止保知)、河内国 古市郡(不留知) 安宕郡(安宿安須、^{アサヘ}、^{アサヘ}、^{アサヘ})

加倍) 大縣郡(於保加多) 茨田郡(万牟多) 若江郡(和加江)、和泉

國 大鳥郡(於保止利)、攝津國 東生郡(比牟我志奈里) 八部郡(夜多、^{ヤタヘ}、^{ヤタヘ}、^{ヤタヘ})

倍)

山城国 乙訓郡(於止久^二二) は、「弟國」(記垂仁、垂仁紀十

五年八月、継体紀十二年三月)の例もあり、ニを補うのがよい。

「紀伊郡(支)」は、一字地名の二文字化に関連して、長音キーを表す例である。「相楽郡(佐加良加)」は、[急]により(同名の郷名をも

参照)力を補うのがよい。

大和国 「十市郡(止保知)」は、ヲが本来である。

河内国 「古市郡(不留知)」は、フル「古」+イチ「市」の後行母

音イの脱落の有無の差である。「安宕郡(安宿安須加倍)」は、「安宕」をヤスへと訓むのが困難であり、[急]により三字地名「安宿」

(以下、三字地名を二字化する際に省略する字を□で囲んで示す)の省略と見られて、アスカベと訓むのがよいと見られる。⁽¹⁵⁾「大縣郡(於保加多)」は、オホ「大」＋アガタ「縣」の後行母音アの脱落の有無の差である。「茨田郡(万牟多)」は、本来ウマラダかと思われ、語頭ウの脱落とラの撥音便化したものが「万牟多」で、それがマイタとも表記されたかと思られよう(マイ、タの踊り字は衍字と見られる)。

攝津國「東生郡(比牟我志奈里)」のヒカシナリは、ムの撥音便の脱落と見られる。「八部郡(夜多倍)」は、三字地名「八田部」の省略と見られる。

伊勢國 員辨郡(爲奈倍) 河曲郡(加波和) 奄藝郡(阿武義) 度會郡(和多良比)、參河國 碧海郡(阿乎美) 寶飫郡(穂國府)、遠江國 引佐郡(伊奈佐) 長上郡(准上) [元]長乃加美 [元]准上 城飼郡(城何支加布) 甲斐國 八代郡(夜豆之呂) 相模國 愛甲郡(阿由加波) 武藏國 多磨郡(太婆國府) 都筑郡(豆之支) [元]豆々岐 播磨郡(榛澤伴佐波) [元]波牟佐波、安房國 平郡(平群倍久利國府) 朝夷郡(阿古比奈) [元]阿左比奈、上総國 周准郡(季) 下総國 猿嶋郡(佐之方) 埴生郡(波牟布) 常陸國 河内郡(甲和) [元]甲知 信太郡(志多)

伊勢國「河曲郡(加波和)」は、[急]によりカハワと訓むのがよい。度會郡(和多良比)は、アフ「会」〔四段・下二段〕の差である。

參河國「碧海郡(阿乎美)」は、アフ「碧」＋ウミ「海」の後行母音ウの脱落か先行母音オの脱落かの差である。「寶飫郡(穂國府)」

の「飫」は、漢音ヨであるが、一字地名「穂」の二字化に関連して、呉音オによって長音ホーを表す例である。

遠江國「引佐郡(伊奈佐)」のヒナは、訓ヒク「引」に影響された誤りと見られる。「長上郡(准上) [元]長乃加美」長下郡(長乃加美) [元]准上」は、いずれも連体助詞ノの有無の差であるが、「上」「下」は連体助詞ノを読み添える例が多いのでノのある方がよいであろう。

甲斐國「八代郡(夜豆之呂)」は、助数詞ツの有無の差である。相模國「愛甲郡(阿由加波)」は、アイはアユのイ音便とも見られ、カハ・カフは二合仮名「甲」の差であるが、アイ・カフはいずれも固有名詞ではない「愛」「甲」の読みによったかとも見られる。武藏國「多磨郡(太婆國府)」は、バ行ーマ行の子音交替であるが、タマと訓む方が一般的である。「都筑郡(豆之支) [元]豆々岐」のツキは、ツ、キの踊り字の脱落と見られる。「播磨郡(榛澤伴佐波) [元]波牟佐波」は、「伴」が撥音表記であるので、ハンザハと訓むと見られる(「名」播)も「急」榛)もハンと訓める)。

安房國「平郡」は、「平群」でなく「平郡」になっている。上総國「周准郡(季)」は、一字地名「季」の二字化と見られる。下総國「猿嶋郡(佐之方)」は、ルの脱落の有無の差である。「埴生郡(波牟布)」は、「波牟布」がハニフの撥音便を表すと見られる。常陸國「河内郡(甲和) [元]甲知」は、「甲」がカフを表している。「信太郡(志多)」の「志多」は、シノダのノの撥音便が脱落したものと見られる。

近江國 栗太^{クリモト}郡^府 (久留毛止 国府) 神崎郡^{カンサキ} (加无佐伎) 浅井郡^{アサイ} (阿佐井)、
美濃國 大野郡^{オホノ} (於保乃)、信濃國 諏訪郡^{スワ} (諏方須波) 筑摩郡^{ツクマ} (豆加
万 国府) 安曇郡^{アトミ} (阿都之^三)、上野國 甘樂郡^{カンラク} (加牟良) 多胡^{タコ}□^故 (音如呉)
緑野郡^{ミドリノ} (美止乃) 新田郡^{ニッタ} (尔布太) 邑樂郡^{ヨホラク} (色樂於波良支)、下野國
寒河郡^{サンカハ} (佐无加波)、陸奥國 會津郡^{アイツ} (阿比豆) 耶麻郡^{ナヤ} (耶麻山) 安
積郡^{サキ} (阿佐加) 荏田郡^{カッタ} (葛太) 標葉郡^{シナハ} (志メ波) 邑麻郡^{シカ} (色麻志加
万) 磐井郡^{イハイ} (伊波井) 遠田郡^{トフタ} (止保太) 登米郡^{トヨメ} (止与末、^元止與米) 氣仙
郡^{介世}、出羽國 村上郡^{ムラカミ} (村山牟良夜末) 置賜郡^{ヲタミ} (於伊太三)

近江國 「栗太^{クリモト}郡^府 (久留毛止 国府)」は、被覆形クル・露出形クリ
の差である。

信濃國 「筑摩郡^{ツクマ} (豆加万 国府)」は、二合仮名ツカ・ツク・チク
「筑」の差である。「安曇郡^{アトミ} (阿都之^三)」は、ツ「郡」をトと訓んだと
見られる。

上野國 「多胡^{タコ}□^故 (音如呉)」は、タゴと濁ると見られる。「緑野
郡^{ミトリノ} (美止乃)」は、リの脱落の有無の差である。「新田郡^{ニッタ} (尔布太)」の
ニツは、ニフが促音便化したものと見られる。「邑樂郡^{ヨホラク} (色樂於波良
支)」は、二合仮名オハ・オホ「邑」の差である。

陸奥國 「耶麻郡^{ナヤ} (耶麻山)」は、一字地名「山」を「耶麻」と
する二文字化と見られ、「耶」を「那」と見誤つてナ^ナの訓が付され
たかと見られる。「安積郡^{アサキ} (阿佐加)」は、二合仮名サカ・サキ「積」
の差である。「荏田郡^{カッタ} (葛太)」は、「葛」が促音表記であるので、カ
ツタのツも促音と見られる。「標葉郡^{シナハ} (志メ波)」は、シメハと訓
むのがよいと見られる。「登米郡^{トヨメ} (止与末、^元止與米)」は、三字地名

トヨメ「登□米」の省略¹⁹に対して、「米」をヨネと訓んだと考え
られよう。「氣仙郡^{ケツセン} (介世)」は、同名の郷名に「氣仙氣如結」²⁰とあ
る「結」が促音表記であり、「仙」についての記述はないが、ケ
ッセンと訓むと見られる(工藤力男氏「古代地名の西東」²⁰参照)。
出羽國 「村上郡^{ムラカミ} (村山牟良夜末)」は、^急から見て「上」は「山」
の誤りで、誤られた「上」の訓がカミと見られる。

若狭國 遠敷郡^{フニア} (乎余不) 大飯郡^{オホイ} (於保伊太)、越中國 婦負郡^{メイ} (婦
祢比)、越後國 魚沼郡^{イホヌマ} (伊乎乃)

若狭國 「遠敷郡^{フニア} (乎余不)」は、三字地名「小丹生」の二文字化であ
る。「大飯郡^{オホイ} (於保伊太)」は、「於保伊太」により三字地名「大飯田」の
省略で、省略された「田」に当たるタが脱落したかと見られる。

越中國 「婦負郡^{メイ} (婦祢比)」は、「婦負^{めひ}の野の〈賣比能野能〉
…(萬四〇一六)などの例もあり、メ「婦」+オヒ「負」の後
行母音が脱落したメヒが本来かと見られる。

越後國 「魚沼郡^{イホヌマ} (伊乎乃)」は、「沼」をヌ・ヌマのいずれに訓む
かの差で、「乃」はヌの母音交替と見られる。²¹

丹波國 船井郡^{フナヰ} (不奈内、^元不奈井)、但馬國 美含郡^{ミフクミ} (美具美)、因
幡國 邑美郡^{フホミ} (於不美)、伯耆國 會見郡^{アヒミ} (安不美)、出雲國 嶋根郡^{シマネ}
(三末祢)、石見國 邑知郡^{フチ} (於保知)

但馬國 「美含郡^{ミフクミ} (美具美)」のフミは、訓フクム「含」に影響さ
れた誤りと見られる。

因幡國 「邑美郡^{フホミ} (於不美)」は、二合仮名オフ・オホ「邑」の差で
ある。

伯耆國「會見郡(安不美)」は、アフ「会」(四段)の終止形・連用形の差である。

出雲國「嶋根郡(三末祿)」は、[元]「之末祿」が参照される。

石見國「邑知郡(於保知)」は、二合仮名オホ・オフ「邑」の差である。

美作國 勝田郡(加豆万多)、備前國 磐梨郡(伊波奈須)、備後國 安

那郡(夜須奈) 奴下郡(奴可奴加) 甲奴郡(加不乃) 三次郡(美与之)

美作國「勝田郡(加豆万多)」は、三字地名「勝田」の省略である。

備前國「磐梨郡(伊波奈須)」は、郷名「石生」[高]以波奈須、[急]伊波奈

須」が本来かと思られる。

備後國「安那郡(夜須奈)」は、「夜須奈」ともアナともあるが、「備

後國(略) 婀娜國膽殖屯倉(略)」(安閑紀二年五月)の例からす

るとアナと訓む方がよい。「甲奴郡(加不乃)」のノは、ヌの母音交替と見られる。「三次郡(美与之)」は、ミヨシの訓もミスキの訓

もあるようである。

阿波國 麻殖郡(乎恵)、讃岐國 大内郡(於布知) 寒河郡(佐无加波)

鵜足郡(鵜足宇多利) 苅田郡(葛多) 伊豫國 新居郡(仁比

井) 周敷郡(主布)、土佐國 吾河郡(安加波)

讃岐國「大内郡(於布知)」は、オホ「大」+ウチ「内」の先行母音才の脱落か後行母音ウの脱落かの差である。「苅田郡(葛多)」は、「葛」が促音表記であるので、「葛多」はカリタの促音便

を表すと見られる。

伊豫國「周敷(主布)」の「主」は呉音ス・漢音シュであり、シュはシュフの変化したものかと思られる。

土佐國「吾河郡(安加波)」は、[急]によってよい。

筑前國 宗像郡(牟奈加多) 下座郡(下都安佐久良) 上座郡(准上)

筑後國 竹野郡(多加乃) 上妻郡(加牟豆万) 豊前國 企救郡(支多)

築城郡(豆伊支) 上毛郡(加牟豆美介)、豊後國 日高郡(比多) 直入

郡(奈保里) 大分郡(於保伊多)、肥前國 高米郡(高来多加久)

肥後國 菊池郡(久知) 合志郡(令志加波志)、日向國 兒湯郡(古

田國府) 諸縣郡(牟良加多)、大隅國 噌嶺郡(曾於)、薩摩國 鹿兒

嶋郡(加古志方)、對馬國 上縣郡(加无津阿加多)

筑前國「宗像郡(牟奈加多)」は、被覆形ムナ・露出形ムネの差である。

「下座郡(下都安佐久良) 上座郡(准上)」は、三字地名「下座

座上朝座」の省略で、[高]「下座」のトはツとあるべきところであ

るので、訓注の傍訓シモトは第二節に見た[高]郡名の傍訓と同様に

見ておきたい。また、カンツはカミツの撥音便である。

筑後國「竹野郡(多加乃)」のタカムノは、タカノに撥音が挿入さ

れたものかと思られる。

豊前國「企救郡(支多)」は、「豊国の企救の池なる(企玖乃池奈

流)」(萬三八七六)の例が参照される。「築城郡(豆伊支)」は、

ツク「築」の連用形イ音便か終止形かの差である。「上毛郡(加牟豆

美介)」は、三字地名「上毛」の省略である。

豊後國「日高郡(比多)」の「比多」は、豊後国風土記に「日田郡」

を「高」で表したととらえることにしたい。「大分^{オオニニ}郡^ノ」(於保伊多)は、「碩田國(略)^{碩田此云於保岐施}」(景行紀十二年十月)の例があり、オホキタのイ音便である。

肥後國「菊池郡^{キクチ}」(久知)は、二合仮名クク・キク「菊」の差である。「合志郡^{カウシ}(令志加波志^ノ)」は、二合仮名カハ・カフ「合」の差であるが、固有名詞でない「合」の読みによつたとも見られる。

日向國「諸縣郡^{ムナシノカサ}(牟良加多^ノ)」は、[急]によつてよい。

大隅國「噌嶺郡^{ソウリョウ}(曾於^ノ)」は、一字地名の二文字化に関連して、長音ソーを表す例である。

薩摩國「鹿兒嶋郡^{カコシマ}(加古志万^ノ)」は、三字地名のままである。

三 郷名の訓が特殊な例

以下、郷名の訓について検討するが、高山寺本に訓注がなく、かつ、名博本に傍訓がないものは、基本的にとり挙げない(第四節以降も同様)。

先に名博本の例を挙げ、それに対応する高山寺本の例を括弧内に挙げる。その際に、基本的に、両者に一致する(字体の差は問わない)郷名は、高山寺本の方を省略する(つまり、訓注等のみを示すことにし、両者が異なる表記であるなどの例は高山寺本の郷名も括弧内に挙げる)〔第四節以降も同様〕。第四節に重ねて挙げる1例には★印を付す。

これ以降、高山寺本と表記・訓が一致する名博本の例に左実線を、仮名遣のみが異なるそれに左破線を、表記の漢字が類似して

いて(類似した字に誤つたものを含む)同訓であるそれ(仮名遣が異なるものを含む)に左波線を付すことにする。

さて、特殊な例をいくらか先に挙げる。

まず、特殊な例として、促音に関するものがある。

攝津國 有馬郡^{アリマ} 幡多^{ハタ}(發多 有上下)、伊勢國 壹志郡^{ハツタ} 八太^{ハタ}(鉢多)、武蔵國 足立郡^{アタチ} ★堀津^{ホツト}(發度)、近江國 栗太郡^{クリモト} 治田^{ハツタ}(發多)、陸奥國 氣仙郡^{ケセン} (氣仙⁽²⁾ 氣如結)、美作國 真嶋郡^{マシマ} 鹿田^{カッタ}(渴多)、備前國 上道郡^{カフミチ} 播多^{ハタ}(發多)、安藝國 高宮郡^{タカミヤ} 苅田^{カッタ}(葛太)

「發」(4例)・「鉢」(1例)は促音表記であるので、ハタ(2例)は促音の脱落と、ハツタ(2例)・ホツトのツは促音と見られる。「結」については、第二節に見た。「渴」「葛」はいずれも促音表記であるので、カツタ(2例)のツは促音と見られる。

次いで、特殊な例として、撥音に関するものがある。

和泉國 和泉郡^ノ 信太^{シムタ}(臣多)、遠江國 鹿玉郡^{アラタマ} 霸田^{ハタ}(反多)、駿河國 安倍郡^{アヘ} 殖生^{ハニフ}(反布)、武蔵國 荏原郡^{エハラ} 満田^{マンタ}(上音下訓)、備後國 御調郡^{ミツキ} 因嶋^{イノシマ}(印乃之末)、阿波國 麻殖郡^{マシキ} 忌部^{イシノヘ}(淫閉)、筑前國 志麻郡^{カラカサ} 韓良^(加良漢知)

「臣」は撥音表記であるので、シムタのムは撥音と見られる。「反」(2例)は撥音表記であるので、ハタは撥音の脱落と見られ、ハニフは撥音便化の前の形態を示すものと言える。また、「満田」は、「上音下訓」により「満」が撥音を含むマンを表すと見られる。「印」は撥音表記であるので、イノシマは撥音の脱落と見られる。「淫」は撥音表記であるので、インベと訓むと見られる。「漢」は

撥音表記であるので、カラカチは撥音の脱落と見られる。

促音・撥音の他に、ここに挙げるのがよいかと見られるものも若干あるが、それらは第四節の中で見ることにする。

合わせて、三字地名の二酸化に関する郷名をここに挙げておく（二酸化によつて訓みが難しくなったものが多い）。いずれも、第四節に重ねて挙げる方がよいものであるが、重ねて挙げることを省略する。

山城國 乙訓郡 羽束志^{ハツカン}（波津加之 一本用羽束志三字） 愛宕郡 栗栖野^{クリスノ}（久流須乃） 錦織部^{ニシロリ}（逐之古利） 宇治郡 小栗栖^{コクリス}（乎久流須）、大和國 山邊郡 服織部^{ハトリ}（波止利）、和泉國 大鳥郡 田部^{タサヘ}（早部久散倍）、攝津國 住吉郡 大依羅^{オホヨロ}（於保与佐美） 嶋上郡 服織部^{ハトリ}（波止利） 和泉國「田部」は、「目下部」が、[高]「早部」のように合字を作ったり、[急]「目下部久佐倍」のように「下」を省略したりして、二酸化したものである。「田」は「日」の誤りと見られる。[高]「一致する（急も）」クサベの訓は、「下」を省略した際に、「下」に当たるとも見られる力が脱落したものであろう。

遠江國 秦原郡 勝間田^{ハヤハラ}（加知末多） 甲斐國 巨麻郡 等々刀^ト（カマタ）（等々刀止呂支） 真衣^{マキ}（国用真木野三字） 都留郡 相模野^{サカ}（左加无乃） 多良^{タハラ}（太波良）、武蔵國 久良郡 服織部^{ハトリ}（波度多）、上総國 長柄郡 長谷部^{ナカハラ}（長谷部波世倍）

遠江國「勝間田（加知末多）」は、カツ「勝」の連用形・終止形の差であるが、[急]「加都万多」と合わせてカツマタと訓んでおく。甲斐國「真衣」は、[高]「名」一致して「国用真木野三字」とある（異なりは

あるが[急]も）ように、「真衣」は「真木野」の二酸化である。

武蔵國「服織部（波度多）」は、ハトリタのりの脱落と見られる。上総國「長谷部（長谷部波世倍）」は、「長谷部」の二酸化がよく見える例である。

近江國 滋賀郡 錦織部^{ニシロリ}（逐之古利） 野洲郡 服織部^{ハトリ}（波止利）、坂田郡 上丹生^{カシツフ}（加无津速布） 浅井郡 錦織部^{ニシロリ}（逐之古利）、上野國 利根郡 栗栖^{クリス}（奈久留美）

若狭國 遠敷郡 遠敷^{トビ}（乎速布） 大飯郡 大飯^{オホイ}（於保比）、越前國 丹生郡 朝津^{アサツ}（安左不豆） 今立郡 服織部^{ハトリ}（波止利）、越後國 頸城郡 五十公^{イキ}（以支美）

若狭國遠敷郡「遠敷（乎速布）」は、第二節に見た郡名と同様に郷名も三字地名「小丹生」の二酸化である。大飯郡「大飯（於保比）」は、第二節に見た郡名「大飯田」と合わせて見ると、タの脱落したものが[高]「名」仮名遣のみの差である。

越後國「五十公（以支美）」は、[急]「五十公以木美」に対して、三字地名であること[高]「名」一致している。

丹波國 氷上郡 春日部^{カスミ}（加須可倍） 美作國 勝田郡 勝間田^{ハヤハラ}（加豆末太）、備前國 邑久郡 服織部^{ハトリ}（波止利）、安藝國 賀茂郡 訓養^{ヤナクニ}（夜奈久迹） 安藝國「訓養（夜奈久迹）」は、「養訓」の転倒と見られ、三字地名「養訓」の省略と見られて、[急]「也万久尔」を参照すると、[高]

一致と言える。 土佐國 香美郡 宗我部^{ソカヘ}（曾加へ） 長岡郡 宗我部^{ソカヘ}（宇我部）

曾加へ) 大曾祢(大曾祢_{於保曾祢})
 土左國「宗我部(宗我部_{曾加へ})」「宗我部(宇我部_{曾加へ})」および
 「大曾祢(大曾祢_{於保曾祢})」は、「宗我部」「大曾祢」の二文字がよく
 見える例である。⁽²⁵⁾

筑前國 早良郡 曾我部(曾加へ)、日向國 諸縣郡 瓜生野國
 内加野字云宇利布乃(國內加野字云宇利布乃)、大隅國 桑原郡 仲津川國用
 仲津川三字(國用仲津川三字)

筑前國「曾我部(曾加へ)」は、「高」曾加へから見て三字地名の省略で、省略された「部」に当たるべが脱落したかと見られる。

日向國「瓜生野」(國內加野字云宇利布乃)・大隅國「仲津川」(國用仲津川三字)は、名博本に傍訓がないが注により訓が示されているのでここに挙げるが、「国内」・「国用」の注により三字地名の省略と見られ、「国内」・「国用」の注がいずれも「高」一致している(異なりはあるが急も)。

四 高山寺本の訓注と名博本の傍訓(一)

先に述べたように、名博本の郷名の多くには傍訓が付されている。そして、それらは高山寺本の郷名の訓注と対応しているものが多い。つまり、高山寺本系の訓注を名博本の傍訓に改めたかと考えられるものである。

無論、高山寺本の郷名に訓注があるのに名博本の郷名に傍訓がないものもあり、高山寺本の郷名に訓注がないのに名博本の郷名に傍訓があるものもある。以下、高山寺本の訓注と名博本の傍訓

とを対照して検討したいが、第三節に挙げた例を除いて(★印の1例は再度挙げる)、とりあえず、

- (イ) 高山寺本に訓注等があり、名博本に傍訓があるもの
- (ロ) 高山寺本に訓注等があり、名博本に傍訓がないもの
- (ハ) 高山寺本に訓注等がなく、名博本に傍訓があるもの
- (ニ) その他

のように分類して挙げようと考ええる。「訓注等」としたのは、訓注ではない注によつて訓が知られるものを含む意である。

ここに、この分類では(ロ)に当たるものの中に、注意されるものがいくらかある。それは、高山寺本の郷名に訓注があり、名博本の郷名に傍訓がないが、その郷名と同名の郡名があり、名博本の(郷名欄の)郡名に傍訓があるものである。これは、既に郡名に傍訓を付したので、改めて郡名と同名の郷名に傍訓を付すのを省略したと見ることができものである。これを、(イ)に準じたものと見て、(イ)としておくことにする。中には、郡名と同名の郷名にも傍訓を付したものもある(イのまま*印を付す)。また、(ロ)から(イ)を除いたものを(ロ)と示すことにする。

まず、(イ)・(ロ)の例を一括して挙げる。郷名に傍訓があれば(イ)、傍訓がなければ(ロ)であるが、後者は、(イ)と示し、「[名]郡名に傍訓」と示すのを省略する。なお、訓注で「末」字が「末」になつてゐるものも「末」と示すことにし、また、傍訓の「子」字は「子」のまま示すことにする。

以下に一々述べないが、名博本の郷名の傍訓において、第二節

に見た郡名の傍訓と同様に、ワ↓ハ 3 例、ハ↓ワ 2 例、キ↓イ 28 例、ヒ↓イ 8 例（うち、第三節(i) 1 例）、イ↓ヒ 4 例、ヒ↓キ 1 例、フ↓ウ 3 例、ウ↓フ 1 例、エ↓へ 5 例、エ↓へ 3 例、オ↓ヲ 47 例（うち、(i) 1 例、第三節 2 例、第三節(i) 1 例）、ホ↓ヲ 3 例、ム↓ン 23 例（うち、第三節 2 例）、ウ↓ム 1 例、のような仮名遣の差によるものが多く見えて、永祿九年の書写としては、そのようなところである。

山城國 乙訓郡 物集(毛都米) 大岡(於保乎賀、葛野郡) 石作 石川(石作以之郡久利) 石川(葛野郡 川邊(賀波乃倍) (i) 葛野(賀止乃) 川嶋(加波之方) 上林(加无都波也之) 田邑(多牟良) 愛宕郡 蓼倉(多呂久良) 栗田(有上下) (阿波太有上下) 小野(乎乃) 八坂(也佐賀) 鳥戸(度利戸) *愛宕(於太支) 出雲(有上下) (以都毛有上下) 紀伊郡 岡田(乎賀多) 鳥羽(止波) 拜志(波夜之) 久世郡 竹淵(太賀布智) 那羅(奈良) 那紀(奈癸) 栗隈(久利久万) 富野(止无乃) 相樂郡 相樂(佐賀良賀) 水泉(以豆美)

大和國 添上郡 楊生(也支布) 八嶋(八島也之方) 春日(賀須賀)、添下郡 鳥貝(正利加比) 平群郡 飽波(阿久奈美) *平郡(倍久利) 額田(奴可多) 葛上郡 檜原(奈良波良) 宇智郡 阿陀(二音可濁讀) 宇陀郡 漆部(奴利倍) 浪坂(奈无左賀) 笠間(加左方) 城上郡 大神(於保无和) 長谷(波都世) 忍坂(於左賀) 城下郡 大和(於保也万止) 三宅(美也介) 鏡作(加美都久利) 高市郡 檜前(比乃久万) 雲梯(宇奈弓) 山邊郡 長屋(奈賀夜) 石生(以之奈利) 石上(以曾乃加美) 河内國 高安郡 玉祖(多万乃於乎) 河内郡 額田(沼賀太) 茨

田郡 伊香(以加古) 交野郡 葛葉(久須波) 澁河郡 竹淵(多加不千) 志紀郡 井於(為乃倍) 丹比郡 三宅(美也計) 狹山(左夜万) 和泉國 大鳥郡 (i) 大鳥(於保止利) 和田(途岐多) 上神(加都美和) 大村(於保无良) 土師(波速之) 蜂田(波智太) 石津(以之都) 塩穴(之保阿奈) 常陵(今為深井 今為深井 布賀為) 和泉郡 上泉(加无津以豆美) 山直(夜未太倍) 木嶋(岐乃之方) 日根郡 鳥取(止利) 攝津國 住吉郡 住道(須无知) 杭全(久万太) 榎津(江奈都) 嶋上郡 真上(万賀美) 嶋下郡 新野(途比夜) 安威(阿井) 豊嶋郡 大明(於保阿計) 桑津(久波都) 河邊郡 雄家(乎倍) 大神(於保无和) 武庫郡 雄田(乎多) 有馬郡 羽束(波都賀) 忍壁(有上下) (於之加倍 有上下) 八部郡 生田(伊久多) 能勢郡 雄村(乎无良) 枳根(岐祢) 山城國 乙訓郡 物集(毛都米) 是[高]によるモヅメと四つ仮名が合わないが、永祿九年には混同が始まっていたと見られる。「石作 石川(石作以之郡久利) 石川」は、二つの郷名を混同して傍訓を付す箇所を誤ったと見られる。愛宕郡「鳥戸(度利戸)」は、[急]「度利倍」も参照される。紀伊郡「拜志(波夜之)」は、[急]「波以之」を参照すると、[高]「一致と言え。久世郡「那紀(奈癸)」は、[高]によりナキと訓む方がよいと見られて(急無訓)、ナイキのイは不明である。相樂郡「水泉(以豆美)」は、一字地名「泉」の二文字化である。

大和國 平群郡「平郡(倍久利)」は、郡名「平群」に対して、郷名は[高]「平郡」(急「平群倍久利」)であり、通常でない表記が[高]「一致している。宇智郡「阿陀(二音可濁讀)」は、傍訓に濁点がある。城上郡「長谷(波都世)」は、ツの促音便の脱落と見られる。

河内國高安郡「玉祖」(多乃乃於乎^也)は、[急]「多末乃於也」によりタマノオヤが本来と見られる。茨田郡「伊香」(以加古^也)は、二合仮名カゴ・カガの差である[急]「以加」を参照すると[高]名一致と言える。

和泉國大鳥郡「和田」(連岐多^也)のワキは、音ワ「和」に影響された誤りと見られる。「上神」(加都美和^也)は、[急]「加无都美和」を参照すると、[高]名仮名遣の差のみである。「大村」(於保无良^也)のヲウのウは、ホがハ行転呼したヲの変化かと見られるが、字形の近いヲの誤りと見る方がよいかとも考えられる。「塩穴」(之保阿奈^也)は、[急]「之保乃阿奈」を参照すると、[高]名一致と言える。「常陵」(布賀為^也)は、[高]名一致して[急]も「今為深井」とある。

攝津國住吉郡「榎津」(江奈都^也)は、[急]「以奈都」を参照すると、[高]名一致と言える。有馬郡「羽束」(波都賀^也)は、[急]「波都加之」によると、三字地名「羽束志」の省略で、省略された「志」に当たるシが脱落したととらえられ、[高]名一致している。

伊賀國 名張郡 (い)名張 (奈波里)
伊勢國 桑名郡 野代 (能之呂) 尾津 (乎豆) 熊口 (久乃久知)、員辨
郡 耶摩 (夜方) 笠間 (加左万) 石加 (以之賀) 美耶 (美乎)、朝明郡
田光 (太比加) 大金 (於保加祢) 訓覇 (久流倍)、三重郡 采女 (字祢米)
河後 (加波之利) 柴田 (之波多) 刑部 (於佐賀倍)、河曲郡 中跡 (奈賀
止) 海部 (安万) 賀美 (加美) 資母 (之毛) 深田 (布賀タ)、鈴鹿郡
英太 (阿賀多) 長世 (奈賀勢) (い)鈴鹿 (須加) 枚田 (比良多)、奄藝郡
田井 (太井) 窪田 (久保多)、安濃郡 建部 (多計倍) 村主 (須久利) 内

田 (字知多) 英太 (須賀多) 跡部 (阿度倍) 長生 (奈賀夜) 石田 (以波多)
片縣 (賀太加多)、壹志郡 嶋拔 (之乃沼支) 民太 (美乃多) 須可 (須加)
呉部 (久礼へ)、飯高郡 上 枚 (上枚 加无津比良) 丹生 (出水銀 迹布出
水銀)、飯野郡 乳熊 (千久万) 兄國 (江久尔)、多氣郡 相可 (阿布加
有貳 (宇尔) (い)多氣 (多計) 麻積 (乎字美) 流田 (奈加礼多) 櫛田 (久之
多)、度會郡 田邊 (多乃倍) 城田 (岐多) 湯田 (由太) 伊蘇 (以曾) 高
田 (多加无古) 箕田 (美乃和) 繼橋 (津岐波之) 二見 (布多美) 伊氣 (以計)
尾張國 中嶋郡 小塞 (乎世支) 茜部 (阿加祢倍)、山田郡 雨村 (雨
村 布多无良)、愛智郡 成海 (奈留美)
參河國 碧海郡 依網 (依納 乎流美) 驚取 (和之止利) 大市 (於保以知)、
幡豆郡 儀泊 (之波止) 大川 (於保加波)、寶飢郡 形原 (加多乃波良)
赤孫 (阿加比古) 篠束 (之乃豆加) 豊川 (止夜加波)、涯 美郡 高廬 (太
加之) 大壁 (於保加へ)
遠江國 敷知郡 蛭田 (比留太) 赤坂 (安加左賀) 柴江 (之波江) 海間
(阿万)、引佐郡 京田 (美夜古太) 渭伊 (為以) 伊福 (以布久)、鹿玉
郡 碧田 (安乎多) 赤狹 (安加左)、長上郡 茅原 (知波良) 碧海 (阿乎宇
三) 河邊 (加波へ)、豊田郡 蟾沼 (比支奴末、長上郡) 壹志 (以知之、
同、長下) 貫名 (沼岐奈) 老馬 (於以万) 通張 (通限 止保利久万)、
周智郡 小山 (乎也末) 山名郡 衾田 (不須末多)、佐野郡 邑代 (以比
之呂) 城飼郡 新井 (迹比為) 鹿城 (加良古) 朝夷 (阿佐比奈) 松測 (未
豆不知) 土形 (比知可多) 狹束 (左豆加)
駿河國 益頭郡 澤會 (佐波比) 飽波 (阿久奈美) 八田 (夜太) 高楊
(太加夜支)、有度郡 内屋 (宇都乃夜) 真壁 (末加倍) 他田 (乎左多) 新

居（余比井） 詫（美） 太（久美）、安倍郡 川邊（加八乃） 廣伴（比呂止毛）
 葛間（加豆良末） 川津（加波都） 八社（夜計之） 横太（与古太） 廬原郡
 西奈（世奈） 河名（加波奈） 蒲原（加无八良） 奥津（息津於岐豆）、富士
 郡 小坂（乎左加） 姫名（比奈）、駿河郡 矢集（夜豆米） 子松（古末ツ）
 横走（与古波之利）
 伊豆國 田方郡 直見（多久美）
 甲斐國 山梨郡 井上（為乃へ） 石禾（以左和） 表門（寄波止）、八代
 郡（伊） 八代（也都之呂） 長江（奈加江） 白井（之良為） 沼尾（奴末乃乎）、
 巨麻郡 逸見（速見倍美） 栗原（久利波良） 青沼（安乎奴末）、都留郡
 福地（布久知）
 相模國 足下郡 足柄（安之加良）、餘綾郡（与呂支）、高座
 郡 深見（不加美） 寒川（左无加八）、御浦郡（御浦御津美宇良） 氷
 蛭（比之留） 御崎（御埼美左支）
 武蔵國 多磨郡 小嶋（乎之末） 石津（以之都） 狛江（古万江）、都筑
 郡 幡屋（波多乃也）、久良（郡） 鮎浦（布久良） 諸岡（毛呂乎加） 洲名
 （須奈） 良崎（良埼与之ハシ）、橘樹郡 高田（多賀太） 橘樹（多知波）
 奈 御宅（美也計） 縣守（阿加多毛利）、荏原郡 蒲田（加万多） 田本
 （多毛止） 覺志（加志） 美田（三多） 木田（支太） 櫻田（左久良多）、豊
 嶋郡 日頭（比乃止） 占方（宇良加多） 荒墓（阿良波加）、足立郡 堀津
 （發度） 殖田（宇恵太） 稲直（伊奈保）、入間郡 麻羽（阿露波） 大家（於）
 保夜計 廣瀬（比呂世）、高麗郡（い） 高麗（古万）、比企郡 渭後（沼乃之）
 （利） 都家（豆計） 鹹瀬（加良世）、埼玉郡 太田（於保多） 笠原（加左波）
 良 草原（萱原加夜波良）、男衾郡 榎津（江奈豆）、幡羅郡 霜見（之）

保三
 安房國 安房郡 太田（於保多） 塩海（之保三） 麻原（乎波良） 神餘
 （加无乃安末利） 朝夷郡 御原（三波良） 新田（迹布多） 大瀨（於保奴末）
 滿祿（万呂）、長狹郡 置津（日置於支豆） 田原（多波良） 酒井（左加井）
 伴部（止毛へ） 丈部（波世豆加比）
 上総國 市原郡 海部（安万） 江田（衣多） 濕津（宇流比豆） 菊麻（久）
 万、海上郡 稲庭（伊奈尔波） 福良（布久良） 馬野（无万乃）、望陀郡
 畔治（安波留） 飲（布） 飯（富於布）、周淮郡 山家（也万以へ）、長柄郡
 管見（豆と美）
 常陸國 新治郡 月波（豆支波）、筑波郡 水守（三毛利）
 伊勢國 員辨郡 美耶（美乎） は、「美耶」をミヲと訓むのが困難
 で、急「美耶三也」によりミヤと訓むのがよいと見られて、困難な
 訓みが高「名」一致している。三重郡「采女（宇称米）」は、マ行一バ行
 の子音交替である急「宇称倍」を参照すると、高「名」一致と言える。
 河曲郡「海部（安万）」は、「部」字の訓べのない例の方が多い。
 「深田（布賀「タ」）」は、急「布加多」が参照される。安濃郡「建部（多計）」
 倍」は、急「太介无倍」とあり、タケルベの撥音便タケンベの撥音
 が脱落したと見られるが、高「名」一致している。「長生（奈賀夜）」は、
 「長生」をナガヤと訓むのが困難で、急「長屋奈加也」により「長
 屋」とする方がよいと見られ、訓みの困難な表記が高「名」一致して
 いる。「石田（以波多）」は、「石」の訓イハ・イシの差であるが、急
 「伊波多」と合わせてイハタと訓んでおく。飯高郡「丹生出水銀（迹布）」
 出水銀」は、「出水銀」が高「名」一致している。度會郡「田邊（多乃倍）」

は、[急]「田部多乃倍」を参照すると、表記が[高]「名」一致と言える。「高田」(多加无古)は、両者の訓が異なるが、訓タカムコであれば「高向」とあるところであろう。⁽²⁹⁾「箕田」(美乃和)は、両者の訓が異なるが、訓ミノワであれば「箕曲」とあるところで、[急]「箕曲美乃和」が本来と見られる。

尾張國中嶋郡「茜部」(阿加祢倍)は、[高]によりアカネベと訓むのがよいであろう。他方、[急]「阿加奈倍」によるとアカナベと訓むことになり、アカネベとアカナベとが混淆した結果が傍訓アカ子ナへになったと見ることができよう。⁽³¹⁾

參河國碧海郡「依網」(依納与流美)は、ヨル「依」+アミ「網」が後行母音アの脱落によつてヨルミになることはありにくいので疑問が持たれて、[急]「依網与佐美」のようにヨサミと訓む方が本来と見られ(ヨス「依」+アミ「網」が先行母音ウの脱落によつてヨサミになることに問題はない)、疑問のある訓が[高]「名」一致している。寶飫郡「篠束」(之乃豆加)は、両者の訓が異なるが、[急]「之乃都加」と合わせてシノヅカと訓むのがよいと見られる。「豊川」(止夜加波)の「夜」は、通常、音仮名やに用いられるが、ここでは訓仮名ヨに用いている点で注意される。

遠江國引佐郡「伊福」(以布久)は、[急]「以布久」も参照される。長上郡「河邊」(加波へ)は、[急]「加波乃倍」を参照すると、[高]「名」一致と言える。長下郡「通張」(通限止保利久万)は、「久」を「之」と誤つたことによりシマになったものと見られ、以下に一々述べないが、この誤りは他にも例が多い。周智郡「小山」(乎也末)は、[急]「乎也万」

も参照される。城飼郡「鹿城」(加良古)は、表記・訓が[高]「名」一致している([急]も)が、カラコと訓む理由がよくわからない。⁽³³⁾

駿河國益頭郡「高楊」(太加夜支)は、連体助詞ナの有無の差であるが、[急]「多加也奈木」と合わせてタカヤナギと訓んでおく。有度郡「託美」(太久美)は、[急]「託美多久美」を参照すると、「託」の表記が[高]「名」一致している。安倍郡「八社」(夜計之)は、「社」をケシと訓めるか問題であるが、コソの母音交替であろうか。廬原郡「奥津」(息津於岐豆)は、両者の表記が異なるが、いずれもオキツと訓むことができる。駿河郡「子松」(古末ツ)の傍訓は、「子」をネではなくコに用いている点で注意される。

伊豆國田方郡「直見」(多久美)は、[急]「多々美」が参照される。一々述べないが、「久」之」と「と」の誤りは他にもある。

甲斐國山梨郡「井上」(為乃へ)は、後行母音ウが脱落するか否かの差であるが、[急]「井乃倍」と合わせてキノへと訓んでおく。「石末」(以左和)は、[急]「伊佐波」のようにハが本来である。「表門」(寄波止)は、[急]「字波止」が参照される。八代郡「(い)八代」(也都之呂)は、第二節に見た郡名が[急]「夜豆之呂」・「名」ヤシロであり、[急]郡名と[高]郷名とが一致している。巨麻郡「逸見」(速見倍美)は、工藤氏「古代形容詞の形成に関する一つの問題——スミノエとスミヨシをめぐる——」⁽³⁶⁾の述べられるように「速見」をヘミと訓むことができ、「逸見」も同様にヘミと訓むことができると見られる。

武蔵國多磨郡「小嶋」(乎之末)は、[急]「乎之万」も参照される。久良郡「良崎」(良埼与之ハシ)は、[急]「良崎与之波之」が参照される。

足立郡「堀津(發度)」は、第三節の「促音に関するもの」にも挙げたが、「津」をトと訓むのはツの母音交替と見られて、[高]名一致している。入間郡「麻羽(阿露波)」は、「麻羽」をアロハと訓むのが困難で、[急]「阿佐波」[元]「安佐波」の訓がよく、困難な読みが[名]一致している。幡羅郡「霜見(之保三)」は、[急]「之毛美」のようにモが本来である。

安房國長狭郡「置津(日置於支豆)」の[高]「日置」は、オキツと訓むのが困難で、[急]「日置無訓」「置津乎木津」が誤って一つの郷名になったものと見られ、[高]「置津」項なし、[名]「日置」項なし、[名]「置津」は本来のものによつたと見られる。

上総國市原郡「海部(安万)」は、伊勢國河曲郡の同名の例と同様である。「江田(衣多)」は、[急]「衣多」も参照される。海上郡「稻庭(伊奈尔波)」は、撥音便かと思られる[急]「伊奈无波」を参照すると、[高]名一致と言える。望陀郡「飲(飯富於布)」は、[急]「飯富於布」のように、[名]「飲」・[高]「飯」ともに「飲」の誤りと見られる。

近江國 滋賀郡 古市(布留知) 真野(末乃) 大友(於保止毛)、栗太郡 物部(毛乃、倍) 木河(木川岐乃加波)、甲賀郡 老上(於支加三) 夏身(奈豆美) 蔵部(久良倍)、野洲郡 三上有上下(有上下 美加无) 明見有南北(安加三 有南北) 篠原(之乃波良)、蒲原郡 安吉(阿支)、坂田郡 上坂(加无左賀) 下坂(之毛左賀) 細江(保曾江)、浅井郡 岡本(乎加毛止) 湯次(由須岐) 河道(川道加波知) 丁野(与於乃) 朝日(安左比) 塩津(之保豆)、高嶋郡 三尾(美乎) (い)高嶋(多加之乃) 木津(古豆) 瀬結(度毛由比)

飛驒國 益田郡 (い)益田(末之多)、大野郡 三枝(左以久佐) 阿拜(安波)、荒城郡 深河(布加波) 飽見(阿久美) 遊口(阿曾布) 信濃國 諏訪郡 山鹿(也万加)、筑摩郡 宗賀(崇賀曾加) 辛犬(加良以奴) 錦服(迹之古利)、更級郡 麻績(乎美) 當信(唐シ) 奈小谷(乎平奈) 清水(之美豆) 斗女(止米) 池郷(以計) 氷鉤(比加奈)、水内郡 芋伊(芋井伊毛為) 大田(於保太) 尾張(乎波利)、埴科郡 倉科(久良之奈) 磯部(以曾へ) 船山(不奈夜万) 英多(歡太) 坂城(左加支)、小縣郡 童女(乎无奈) 山家(也末加) 安宗(阿曾) 海部(阿末へ) 上野國 碓氷郡 飽馬(安支末) 石井(以波為) 野後(能之利)、片岡郡 若田(和加太) 多胡(多古) 高渠(太加无曾)、甘樂郡 貫前(奴支乃左岐)、多胡(也末奈) 織裳(於利毛) 辛科(加良之奈)、那波郡 朝倉(安左久良) 鞘田(左也太) 田後(多之利) 葦束(荒束アラツカ)、群馬郡 長野(奈加乃) 井出(為呂) 上郊(加无豆左乃) 畔切(安岐利) 嶋名(之末奈) 吾妻郡 長田(ナカタ) 伊參(以左末)、利根郡 渭田(沼末多) 男信(奈末之奈) 笠科(加左之奈)、勢多郡 芳賀(波可) 萱(加以加也) 佐位郡 瀨名(布知奈)、山田郡 園田(ソノタ) 真張(マハリ) (マハリ)、邑樂郡 疋田(比支多) 八田(也多) 陸奥國 會津郡 倉精(久良波之)、行方郡 吉名(与之奈) 子鶴(古豆留) 宇多郡 長伴(奈加止毛) 高階(多加之奈) 仲村(奈加无良) (餘豊(比止与)、日理郡 望多(末宇多)、宮城郡 赤瀬(安加世) 大村(於保无良)、黒河郡 新田(迹布多)、玉造郡 信太(之多)、志太郡 酒水(左賀美豆)

近江國甲賀郡「老上(於支加三)」は、「支」に誤りがある(「急」於

「保加美」の「保」は「伊」の誤りか。「蔵部(久良倍)」は、フに誤りがあるかとも疑われるが、「急」久良布」とあり、「あふみのくらぶの」といふ所にて「(輔親集二六詞書)の例もあるので、クラブと訓む方がよいとも考えられる。⁽³⁹⁾ 野洲郡「三上有上下(有上下 美加无)」は、ミカミの訓の方が一般的である(尤も、「急」美加无」である)。

浅井郡「丁野(与於乃)」は、本来ヨホロノであり、ロが脱落し「急」与保乃」参照)、ホがハ行転呼したものと見られる。

飛驒國大野郡「阿拜(安波)」のヨミは、不審である(高に従う)。

荒城郡「遊口(阿曾布)」は、大和國高市郡「遊部(無訓)」が参照される。⁽⁴⁰⁾

信濃國更級郡「當信(唐シ奈)」は、「唐」がタウを表している。

「池郷(以計)」は、一字地名「池」の二字化である。水内郡「芋伊(芋井伊毛為)」は、「伊」をサと訓むのが困難で、高の方が本来と見られる。「尾張(乎波利)」は、「急」乎波利倍」によると、三字地名「尾張部」の省略で、高「一致と言え。小縣郡「海部(阿末へ)」は、「急」安末无倍」とありこれは撥音が挿入されたものと見られるが、高「一致と言え。

上野國那波郡「蕪束(荒束アラツカ)」は、「急」蕪束(尔良都加)」によるのがよいであろうか。群馬郡「上郊(加无豆左乃)」は、「郊」をサノと訓むのが困難で、むしろ、「急」加无佐止」(那波郡)のようにサトと訓む(本来はカミツサトであろう)と見られ、困難な訓が高「名」仮名遣の差のみである。「畔切(安岐利)」のハは、音ハン「畔」に影響された誤りと見られる。勢多郡「桂萱(加以加也)」は、

「挂萱」のイ音便と見られ、表記・訓が高「一致している(急も)。

陸奥國會津郡「倉精(久良波之)」は、「精」をハシと訓めるか問題であるが、クハシのハシであろうか。

若狹國 遠敷郡 丹生(迹布) 玉置(多末支)

越前國 敦賀郡 鹿森(加比留)、丹生郡 野田(能多) (丹生(迹布) 三多(三太美「タ」)、今立郡 大屋(於保也) 勝戸(以曾へ) 中山

(奈加豆末) 曾博(曾波之)、足羽郡 安味(阿美) (足羽(阿須波) 苅(止加利) 日理(和多利)、坂井郡 坪江(豆保江) 福留(布久呂) 海

加賀國 江沼郡 菅浪(須加奈三) 八田(夜多) 三枝(左以久佐)、能美郡 輕海(加流美) 野身(乃三) 菟橋(字波之)、石河郡 富樫(止无加

之 笠間(加左末)、加賀郡 大桑(於保久波) 大野(於保乃) 芹田(世利太) 井家(為乃以倍) 玉戈(多末保古) 田上(多加美)

越中國 礪波郡 河上(川上加波加美)、射水郡 古江(布流衣) 布師(奴乃之) 婦負郡 小子(知比左古) 大山(於保夜「マ」) 菅田(須加太)

新河郡 長谷(波世) 石勢(以波世) 越後國 頸城郡 沼河(奴乃加波) 都有(豆字) 板倉(坂倉以多良久)

高津(奈加津) 夷 守(比奈毛利)、魚沼郡 千屋(知夜)、蒲原郡 勇(以久例) 青海(阿平美)、沼垂郡 足羽(阿須波) (沼垂(奴太利)

佐渡國 羽茂郡 八桑(也久波) 松前(末都左岐) 大目(於保女) 菅生(須加字) 星越(保之古之) 高家(多岐へ) 水湊(美奈止)、賀茂郡 太野

(大野 於保乃) 敷知(久知下音) 越前國今立郡「勝戸(以曾へ)」は、「勝」(急も)をイソと訓むの

が困難で、「儀」の誤りかとも見られる。「曾博」(曾波之)は、「急」
「曾波久」と合わせて「之」が「久」の誤りであるが(遠江國長下郡
「通張」の項で見たが、その例は多い)、誤りの訓ソハシが[高
[名]一致している。

加賀國石河郡「富樫」(止无加之)のトカシは、撥音便の脱落であ
る。

越中國婦負郡「大山」(於保夜「マ」)は、「急」(於保也万)が参照される。
越後國頸城郡「都有」(豆字)は、一字地名の二酸化に関連して、
長音ツーを表す例である。「高津」(奈加津)は、「急」(多加都)が参照さ
れる。「夷」守(比奈毛利)「急」(比奈毛里)のイナは、音イ「夷」に
影響された誤りと見られる。蒲原郡「勇礼」(以久例)は、二合仮
名イグ「勇」の例である。「青海」(阿乎美)は、アヲ「青」十ウミ
「海」の後行母音ウの脱落か先行母音オの脱落かの差である。

佐渡國羽持郡「菅生」(須加字)は、「急」(須加布)が参照され、フが
本来である。「星越」(保之占之)は、他動詞コス・自動詞コユの差
であるが、「急」(保之占之)と合わせてホシコシと訓んでおく。「高家
(多岐)」は、先行母音アの脱落か後項母音イの脱落かの差である
「急」(多加倍)を参照すると、「高」[名]一致と言える。「水湊」(美奈止)は、
一字地名「湊」の二酸化である。

丹波國 桑田郡(小河(山川乎加波) 河人(川人加波无止)、多紀郡
草上(久左乃加三)、氷上郡 栗作(クリツクリ) 舉田(宗久多) 石負
(原原以曾不) 舩城(布奈支) 前山(左支也末) 石前(以波左岐) 葛野(加
止乃) 井原(為波良(略))

丹後國 加佐郡 凡海(於布之安末) 志託(之多加) 有道(安里知)、
與謝郡 拜師(波夜之) 竹野郡 木津(岐郡)
但馬國 朝來郡 賀都(加豆) 牧田(牧田比良多) 東河(度加波) 栗
賀(阿波賀)、養父郡 石禾(以左和) 輕部(加流倍) 養耆(夜觀美須)、
出石郡 小坂(乎左加) 埴野(波速乃) 氣多郡 高生(多加布) 狹沼(佐
乃、城崎郡 田結(多由比)、美舍郡 香住(加須美)、二方郡 久
斗(久止) 田公(多支美) 温泉(由、七美郡 射湊(射湊以曾布)
因幡國 法美郡 大草(於保加也) 罵城(度岐) 津井(豆乃井) 稻羽(以
奈波)、高草郡 倭文(之止利) 味野(阿知乃)

石見國 途摩郡 託農(多之乃) 津道(都知)、那賀郡 杵束(岐豆加)
伊甘(伊加三)、美濃郡 都茂(豆毛) 益田(末須太) 大農(於保乃)
隱岐國 知夫郡 三田(美多)、周吉郡 奄可(阿无加) 新野(速比乃)
丹波國 氷上郡 舉田(宗久多)は、アグタと訓むのがよく、ソ
クタに誤りがあると見られ、誤りと見られる訓が[高]一致してい
る。「石負」(原原以曾不)は、「急」(石生伊曾布)が参照される。

但馬國 朝來郡「東河」(度加波)は、「急」(止加)と訓むこともあり得
て、「高」[名]一致と言える。養父郡「石禾」(以左和)のイサチのチは、
「急」(伊佐波)と合わせて、本来はハの「和」を「知」と誤ったことに
よると見られる。「養耆」(夜觀美須)は、「急」(也木)から見ても「高」(夜觀
美須)に疑問がある。氣多郡「狹沼」(佐乃)のノは、ヌの母音交替
と見られ、「高」[名]一致している(急も)。城崎郡「田結」(多由比)は、
「急」(多田布)を参照すると、「高」[名]一致と言える。二方郡「温泉」(由)
は、一字地名「湯」の二酸化である。七美郡「射湊」(射湊以曾

布」は、「急」射添伊曾布」のように、「名」湊・高「湊」ともに「添」の誤りと見られる。

因幡國法美郡「罵城(度岐)」は、「罵」をトと訓むのが困難で、困難な訓みが「高」一致している「急」も、あるいは「富」の誤りかとも見られる。「稻羽(以奈波)」のナハは、イナバのイの脱落である。

石見國途摩郡「託農(多之乃)」は、誤った「之」を「久」に改めた例である。那賀郡「伊甘(伊加三)」は、「急」以加无」を参照すると、「高」一致と言える。

隠岐國周吉郡「新野(速比乃)」は、ヒーフの母音交替である。⁽⁴⁴⁾

播磨國 明石郡 葛江(布知衣) 邑美(於保見)、賀古郡 望理(末加里)、印南郡 益田(末須太) 佐突(左都知 國用佐土)、飭磨郡 菅生(須加布) 英賀(安加) 辛室(今改安室) 加良牟呂 今改安室 英保(安母) 穴元(穴无 阿奈之) 印達(以多知) 巨智(古知) 揖保郡 栗栖(久流須) 香山(加字也末) 越部(古之倍) 林田(波也之太) 上岡(加无乃乎加) 大市(於保知)

美作國 勝田郡 塩湯(之保由) 殖月(字倍津岐) 香美(加々美) 新野(速比乃)、苦東郡 苦田(止万多) 綾部(安也倍) 林田(波以多)、苦西郡 田邑(多乃无良) 布原(布原之波良) 能雞(乃計)、久米郡 倭文(之止利)、真嶋郡 美甘(三賀毛)

備前國 和氣郡 益原(末須波良) 新田(尔布多)、磐梨郡 石生(以波奈須) 肩背(加多世)、邑久郡 勒(負) 鞍(負) 長沼(奈加奴) 尾沼(乎奴) 拓梨(都奈之) 石上(以曾乃加美)、赤坂郡 周匝(須

佐比) 宅美(多久三)、御野郡 枚石(比良之) 出石(以豆之) (御野) 乃、兒島郡 三家(美也介) 都羅(豆良)、上道郡 可知(加知) 居都(古豆) 豆田(末女多)

備中國 都宇郡 河面(賀毛) 撫河(奈豆加波) 深井(不加為)、窪屋郡 大市(於布知) 阿知(阿智安知) 美箒(國用三須) 輕部(國用加陽)

(加流倍)、賀夜郡 庭妹(速波世) 板倉(以多久良) 足守(安之毛利) 大井(於保為) 阿曾(阿曾安曾) 生石(於保シ) 日羽(比波) 多氣(多計)

有漢(字賀途) 下道郡 穗太(保以太) 八田(也多) 速磨(國用二万(尔

萬 國用二万) 秦原(波多波良) 訓代(久之呂 國訓字) 近似(知賀乃利) 成羽

(奈之波) 茅醫(弟醫豆 國用手字) 穴田(安奈多) 出妹(呈妹 弓末、

浅口郡 阿知(阿智安知) 間人(波之布止) 船穗(布奈保) 古見(字良美)

川村(加波无良) 小坂(乎佐賀) 拜師(波也之)、小田郡 實成(美奈利)

拜慈(波也之) 草壁(久佐加) 小田(乎多) 甲努(加布乃) 魚渚(以乎須

奈) 驛里(无末也)、哲多郡 石蟹(以之賀(二) 新見(速比美) 神代(加

无之呂) 野駄(乎多) 額部(乃倍) 大飯(於保比)、英賀郡 中井(奈加豆

為) 水田(美都多) 些(部(安作(へ

備後國 御調郡 柞原(美波良) 佳質(加之止) 小國(乎久仁) 歌嶋

(字多乃之末)

安藝國 沼田郡 安直(阿知賀)、賀茂郡 志芳(之波) 造果(佐宇加)

高屋(太加夜) 入農(速比乃)、安藝郡 漢辨(加倍) 弥理(美利) 田門

(太度) 幡良(波羅) 養限(夜乃) 阿滿(阿末)、高宮郡 内部(字知間)

丹比(多知比) 訓寛(久流間岐)、高田郡 三田(美(タ) 風速(加佐波也)

川立(加波多知) 栗屋(安波夜)

周防國 熊毛郡 (い) 熊毛 (久末計)、都濃郡 富田 (度无多)、佐波郡 達良 (太仁良) 玉祖 (多末乃也) 勝間 (加豆万)、吉敷郡 宇努 (字「」益 必 (夜介比止))

長門國 厚狹郡 良田 (与之多) 小幡 (乎波多) (い) 厚狹 (阿豆佐) 二家 (不多間)、豊浦郡 田部 (多間) 田内 (日内字豆比) 生倉 (以久良) 室津 (无呂豆) 額部 (加久无) 栗原 (久利波良) 神田 (加无多)、美祢郡 諸鋤 (久之波) 住 (佐位佐井佐)、大津郡 三隅 (美須見) 深河 (深川不加こ波) 稲妻 (以奈女)、阿武郡 椿木 (豆波支)

播磨国 印南郡 「佐突 (國用佐土)」は、[高名] 一致して「國用佐土」とある。飭磨郡 「辛室 (加良牟呂 今改安室)」は、[高] 今改安室」と[名] 今改安室」とが近似している。「英保 (安母)」は、マ行「バ行の子音交替であるが、「保」はボの方がよい。揖保郡 「香山 (加宇也末)」は、[急] 「加古也万」ともあるが、播磨国風土記に「香山里 本名鹿来幕 (揖保郡) とあるので、カグヤマのウ音便と見られる。「上岡 (加无乃乎加)」は、[急] 「加无都乎加」により本来はカミツワカと訓むと見られ、本来ではない訓が[高名] 仮名遣の差のみである。「大市 (於保知)」は、[急] 「於布知」を参照すると、[高名] 仮名遣の差のみであると言え、オホ「大」+イチ「市」がオフチになることは難しく、後行母音が脱落するとオホチになることが注意される。

美作國 勝田郡 「殖月 (字倍津岐)」の「殖」は、本来ウエであるが、[高名] 一致してウヘである。苦東郡 「苦田 (止万多)」は、[急] 「止毛多」を参照すると、[高名] 一致と言える。「林田 (波以多)」の「波以多」は、シが脱落したハヤタのイ音便かと見られる (後掲の讃岐國阿野郡

「林田 (波以多)」参照。苦西郡 「布原 (布原与之波良)」は「布」をヨシと訓むのが困難で、[高] 「布」により「吉」と見るのがよい。備前國 磐梨郡 「石生 (以波奈須)」については、第二節でふれた。備中國 窪屋郡 「大市 (於布知)」は、[急] 「於布知」であるが、播磨國 揖保郡 の例について見たようにオフチになることはありにくい。「美箒 (國用三須)」は、訓注がないが注により訓が知られ、「國用三須」は[高名] 一致している。「輕部 (國用加備 (加流倍))」の「輕部」を誤って、本来次の「賀夜郡」に対する注である。賀夜郡 「庭妹 (逐波世)」は、[急] 「尔比世」を参照すると、[高名] 一致と言える (訓ニヒセはありにくい)。「有漢 (字貫途)」は、[急] 「字方」を参照すると、[高名] 一致と言える (訓ウマは不審である)。下道郡 「穗太 (保以太)」は、[急] 「穗北 保伊多」により「穗北」と見てホキタのイ音便と見られるが、「穗太」の表記は[高名] 一致している。「逐磨 (國用三万 (东万 國用二万))」は、[高名] 一致して「國用二万」とある。「訓代 (久之呂 國用字)」は、一字地名「釧」の二字化である。「茅醫 (弟醫 國用手字)」は、一字地名「手」の二字化に関連して、長音テを表す例であり、また、「弟醫」を「茅醫」と誤りそれをチイと訓んだと見られる。「出妹 (呈妹 豆末)」は、語頭の濁音がありにくいことを考慮すると「呈」が本来と見られる。浅口郡 「間人 (波之布止)」は、本来はハシヒトと見られるが、[急] 「万无止」を参照すると、[高名] 仮名遣の差のみと言える。「拜師 (波也之)」は、[急] 「林八也之」とあって、一字地名「林」の二字化であり、[高名] 一致と言える。小田郡 「驛里 (无末也)」は、一字地名「驛」の二字化である。哲多郡

「石蟹^{イシエビ}」(以之貫^ニ)」は、[急]「伊波加^{イハカ}」を参照するとイハ・イシ「石」の差であり、訓イシは[高名]一致している。「野駄^{ノダ}」(乎多^{フタ})」は、「野」をヲと訓むのが困難で、[急]「野馳^{ノチ}乃知^{ノチ}」によるのがよいかと見られて、困難な訓みが[高名]一致している。「額部^{ノベ}」(乃倍^{ノベ})」は、「額」をノと訓むのが困難で、三字地名[急]「額田部^{ノベタ}奴加多陪^{ヌカタヘ}」の省略によるのがよいかと見られて、困難な訓みが[高名]一致している。

安藝國賀茂郡「入農^{ニノ}」(逐比乃^{シヒノ})」は、[急]「伊比乃^{イヒノ}」とあるがこれは訓イル「入」に影響された誤りと見られ、[高名]一致と言える。安藝郡「養限^{ヤヤ}」(夜乃^{ヨノ})」(急^ニ「世乃^{セノ}」)もは、「限」をノと訓むのが困難で、「濃」の誤りかと見られて、困難な訓みが[高名]一致している。高田郡「三田^{ミタ}」(美^ミ「タ」)」は、[急]「美多^{ミタ}」が参照される。「風速^{カゼハヤ}」(加佐波也^{カサハヤ})」は、被覆形カザ・露出形カゼの差であるが、[急]「加佐波也^{カサハヤ}」と合わせてカザハヤと訓んでおく。

周防國佐波郡「玉祖^{タマノヤ}」(多末乃也^{タマノヤ})」は、母音オの脱落の無有の差である[急]「多乃乃於也^{タノノヤ}」が本来と見られ、本来でない訓が[高名]一致している。吉敷郡「宇努^{ウラ}」(宇^ウ「努」)」は、ラが不審で、ノの誤りかとも見られる。「益^{マヤ}」(夜介比止^{ケヒト})」のマケは、訓マス「益」に影響された誤りと見られる。

長門國厚狹郡「二家^{フタヘ}」(不多閑^{フタヘ})」は、[急]「二處布多井^{フタヘ}」を参照すると、[高名]一致と言える。豊浦郡「田内^{フナヒ}」(日内^{フナヒ}「宇豆比」)」は、「日内」が「内日」の転倒でそれが「田内」と誤られたと見られるが、ヲテヒは不審である(ウ→ヲ、ツ→テの誤りか)。「額部^{ノベ}」(加久无^{カクム})」は、バ行→マ行の子音交替と見られるが、[急]「奴加倍^{ヌカヘ}」によるのがよい

とも見られて、訓カクムは[高名]一致している。美祢郡「諸鋤^{クンハ}」(久之波^{クニハ})」は、「諸鋤」をクシハと訓むのが困難で、[急]「諸鋤須^{クニハ}」によるのがよいかと見られるが、困難な訓みが[高名]一致している。阿武郡「椿木^{ツバキ}」(豆波支^{マタハ})」は、一字地名「椿」の二文字化である。

紀伊國 那賀郡 埴崎^{ハサキ} (埴埴羽佐^{ハサキ})
淡路國 津名郡 來馬^{クニマ} (久流^{クニマ}) 育波^{イクハ} (以久波^{イクハ})
阿波國 板野郡 河嶋^{カハシマ} (川島加波之乃^{カハシマ}) 井隈^{イノクマ} (為乃久末^{イノクマ}) 津屋^{ツノヤ} (豆乃也^{マツシマ})
高野^{タカノ} (太加乃^{タカノ}) 小嶋^{コノ} (乎之末^{コノ}) 田上^{タノカミ} (多乃加美^{タノカミ}) 山下^{ヤマノ} (也末之多^{ヤマノ}) 松嶋^{マツシマ} 松
島万豆之末^シ、阿波郡 高井^{タカイ} (多加為^{タカイ}) 秋月^{アキキ} (安支豆支^{アキキ}) 香美^{カミ} (加久三^{カミ}) 拜
師^シ (波也之^シ)、美馬郡 秦原^{ハヤシ} (波以波良^{ハヤシ}) 三次^{ミスス} (美須岐^{ミスス}) 大嶋^{オホシマ} (於保之末^{オホシマ})
大村^{オホムラ} (於保半良^{オホムラ})、麻殖郡 呉嶋^{クニマ} (久礼之末^{クニマ}) 射立^{イタナ} (伊多知^{イタナ})、名西郡 埴
土^ニ (波速^ニ)、麻殖郡 高足^{タカシ} (多加之^{タカシ})、同 櫻間^{サクラマ} (佐久良末^{サクラマ})、同、名東郡
名方^{ナカタ} (奈加多^{ナカタ}) 新井^{ニニイ} (逐比為^{ニニイ}) 八万^{ハチマ} (波知乃^{ハチマ})、勝浦郡 篠原^{シノハラ} (之乃波良^{シノハラ})
託羅^{タカラ} (多加良^{タカラ}) 新居^{ニニイ} (逐比乃為^{ニニイ})、那賀郡 山代^{ヤマシロ} (夜末之呂^{ヤマシロ}) 出水^{イツミ} (伊豆三^{イツミ})
坂野^{サカノ} (左加乃^{サカノ}) 幡羅^{ハハラ} (波良^{ハハラ}) 海部^{カイフ} (加伊布^{カイフ})
讃岐國 寒河郡 石田^{イシタ} (以之多^{イシタ}) 長尾^{ナカハ} (奈加乎^{ナカハ})、三木郡 井閉^{イノヘ} (井閑^{イノヘ})
為乃倍^ニ 池邊^{イケノヘ} (以介乃倍^{イケノヘ}) 武例^{ムレ} (无礼^{ムレ}) 幡羅^{ハハラ} (波良^{ハハラ})、山田郡 殖田^{ウヘタ} 植
田^{ウヘタ} (宇惠多^{ウヘタ}) 蘇甲^{ソウカ} (曾加波^{ソウカ}) 三谷^{ミタニ} (美多迹^{ミタニ}) 宮所^{ミヤコロ} (美也止古呂^{ミヤコロ})、香河郡
井原^{イハラ} (為乃波良^{イハラ}) 多配^{タヘ} (多倍^{タヘ}) 笑田^{エハタ} (能波良^{エハタ}) 成相^{ナリ} (奈良井^{ナリ}) 飯田^{イヒタ} (育太^{イヒタ})
百相^{ヒヤクサウ} (毛之奈支^{ヒヤクサウ}) 笠居^{カサリ} (加左乎利^{カサリ})、阿野郡 新居^{ニニイ} (逐比乃美^{ニニイ}) 羽床^{ハイト} (波以
可^カ) 氏部^{ウチヘ} (宇知倍^{ウチヘ}) 林田^{ハヤタ} (波以多^{ハヤタ}) 鴉^カ 足郡 栗隈^{クリカミ} (久利久末^{クリカミ})、那珂
郡 良野^{ヨシノ} (与之乃^{ヨシノ}) 子松^{コマツ} (古末豆^{コマツ}) 高篠^{タカシノ} (多加之乃^{タカシノ}) 櫛無^{クシナシ} (久之奈之^{クシナシ})、多
度郡 垂水^{タルミツ} (多流美^{タルミツ})、那珂郡、三野郡 勝間^{カツマ} (加豆末^{カツマ}) 熊岡^{クマカ} (久万乎^{クマカ})

加^カ 高瀬^{タカセ}（多加世）、苅田郡^{カリタ} 杵田^{クシタ}（久沼以多）姫江^{ヒメノ}（比米乃江）
 伊豫國^{ニヒイ} 新居郡^{ニイヘ} 井上^{イノヘ}（為乃倍）、周敷郡^{シウ} 田野^{タノ}（多乃）吉田^{ヨシタ}（与之多）
 石井^{イシイ}（以久井）、桑村郡^{クハムラ} 籠田^{コタ}（古多）御井^{ミイ}（三為）津宮^{ツミヤ}（津乃美也）、越^ヲ
 智郡^チ 高市^{タケチ}（多計知）櫻井^{サクラキ}（佐久良井）拜志^{コライ}（波也之）給理^{コリ}（古保利）鴨^{カモ}
 部^ヘ（加毛倍）日吉^{ヒヨシ}（比与之）、和氣郡^{タカラ} 高尾^{タカオ}（多加乎）姫野^{ヒメノ}（姫原比女乃）、
 温泉郡^{ムササケ} 味酒^{ミサケ}（无万左介）、久米郡^{アマヤマ} 天山^{アマヤマ}（安未也末）吉井^{ヨシイ}（与之為）、浮^{ウキ}
 穴郡^{アナ} 井門^{イト}（為度）出部^{イツヘ}（伊豆へ）、伊豫郡^{イハノ} 垂川^{アカハ}（吾川阿加波）石田^{イシタ}
 （以之田）、宇和郡^{イハノ} 石野^{イハノ}（以波野）石城^{イハノ}（以波岐）立門^{タチモ}（立門多知末）
 土左國^{ツサノ} 安藝郡^{ムロフ} 室津^{ムロフ}（无吕豆）布師^{フシ}（沼乃之）和食^{ワシキ}（知之岐）、香美^{カミ}
 郡^{フホサト} 大忍^{オホニ}（於保左止）深淵^{フカフミ}（布加布知）石村^{イハムラ}（以波无良）、長岡郡^{ナカガハ} 登利^{アカリ}
 （安賀里）殖田^{ウヘタ}（宇恵多）

阿波國板野郡^{ヤマシタ}「山下^{ヤマノ}（也末之多）」は、連体助詞ノの有無の差である。
 「急」也万乃之多」を参照すると、「高名」一致と言える。阿波郡「香美^{カミ}（加久三）」は、「急」加久美」と合わせてカガミと訓むのがよいと見られる。美馬郡「秦原^{ハイハラ}（波以波良）」は、不審である「急」波都波良」を参照すると、「高名」一致と言える。那賀郡「出水^{イツミ}（伊豆三）」は、「急」和泉伊豆美」を参照すると、表記が「高名」一致と言える。

讃岐國山田郡「蘇甲^{ソカハ}（曾加波）」は、二合仮名カハ・カフ「甲」の差であるが、「急」曾加波」と合わせてソカハと訓んで、カフは固有名詞ではない「甲」の読みによったかと見られる。香河郡「多配^{タフ}（多倍）」のタフは不審で、「急」多倍」と合わせてタへと訓むと見られる。「笑田^{ノハラ}（能波良）」は、「笑」をノと訓めるか問題でもあるが、「田」をハラと訓むのは困難で、まだしも「急」笑原乃波良」によるの

がよいかと見られ、表記・訓が「高名」一致している。「成相^{ナラヒ}（奈良比）」は、「急」奈良比」と合わせてヒが本来である。「飯田^{イヒタ}（育太）」の「育」は、促音表記かとも疑われる。「百相^{モウナキ}（毛々奈支）」は、「急」毛々奈美」とあり、モモノアヒの約まったモモノヒが本来かととらえられるので、ヒの濁音化したビと子音交替したミを考えれば「急」の方が本来に近いかと見られ、本来に近くない訓が「高名」一致している。阿野郡「新居^{ニヒノ}（逐比乃美）」は、「急」尔比乃美」と合わせてニヒノミと訓むもののようであるが、ミと訓む理由は不明である。多度郡「垂水^{タケミ}（多流美、那珂郡）」は、「水」をミ・ミヅのいずれに訓むかの差であるが、「急」多留美」と合わせてタルミと訓むのがよいと見られる。

伊豫國周敷郡「石井^{イシイ}（以久井）」は、先に見た越前國「曾博^{ソハシラ}（曾波之）」の逆で「之」は「久」の誤りである。越智郡「給理^{コライ}（古保利）」は、「給」が呉音コフであるので、二合仮名コホとして用いられる。和氣郡「姫野^{ヒメノ}（姫原比女乃）」は、「急」姫原比女乃波良」によればヒメノハラのハラの脱落と見られ、残るヒメノを「名」姫野」と表記したと見ることになる。温泉郡「味酒^{ミサケ}（无万左介）」は、ムの脱落した「急」万左介」を参照すると、「高名」一致と言える。伊豫郡「垂川^{アカハ}（吾川阿加波）」は、「急」吾川和加波」のようにワガハの訓もあるが、「高名」一致する訓アガハによるものかと見られる（「垂川」は音訓混用である）。宇和郡「立門^{タチモ}（立門多知末）」は、「急」立間多知万」を合わせて「立間」が本来と見られる。

土左國安藝郡「和食^{ワシキ}（知之岐）」は、「急」和之支」と合わせて「知」を「和」の誤りと見るのがよい。長岡郡「登利^{アカリ}（安賀里）」は、「急」鳥加

「利」によれば三字地名「登^リ利」の省略と見ることになるが、訓が[高名]一致していることに注意すると、アガリと訓んで三字地名の省略と見ないのがよいとも考えられる。

筑前國 怡土郡 飽田^{ウツキ} (宗岐多) 石田^{イシタ} (以之多)、志麻郡 登志^{トシ} 度之^{サハラ}、早良郡 毘伊^{ヒイ} (毗伊比) 能解^{ノケ} (乃計)、那珂郡 日佐^{ヒサ} (平左) 三宅^{ミヤケ} (美也介) 板引^{イタヒキ} (坂引以多比^版キ)、席田郡 石田^{イシタ} (以之多)、糟屋郡 杵原^{クハラ} (久波良) 勢門^{セト} (世止)、宗像郡 荒白^{アラシ} (安良之) 席田^{ムシロタ} (席内无之呂宇治) 養生^{シヨフ} (美乃布)、鞍手郡 金生^{カナフ} (加奈布) 二田^{フタ} (布多) 生見^{イクミ} (以久美) 新分^{ニヘイタ} (途比位多) 粥田^{カイト} (加以多)、嘉麻郡 綱別^{ナヅキ} (都奈和岐) 馬見^{ウマミ} (无末美) 碓井^{ウスイ} (碓氷字須為) 下座郡 青木^{アヲキ} (安乎岐) 欽鑑^{アヘ} (秋鑑久波門) 三城^{ミナキ} (美奈岐)

筑前國 怡土郡 「飽田^{ウツキ} (宗岐多)」は、「宗」は「安」の、ウはアの

誤りかと見られ、[急]「安久多」とはあく「飽」の終止形・連用形の差である。早良郡「毘伊^{ヒイ} (毗伊比)」は、一字地名の二酸化に關連して、長音ヒーを表す例である。那珂郡「板引^{イタヒキ} (坂引以多比^版キ)」は、[急]「板伊^イ多比^支」が参照される。宗像郡「席田^{ムシロタ} (席内无之呂宇治)」は、[急]「席内^{ムシロ}半之路字知」から見て、「内」を「田」に誤り、誤った「田」をタと訓んだと見られる。鞍手郡「生見^{イクミ} (以久美)」は、不審

な[急]「伊无美」を参照すると、[高名]一致と言える。「新分^{ニヘイタ} (途比位多)」は、[急]「余比支多」のイ音便ニヒイタかと見られる。「粥田^{カイト} (加以多)」は、促音と見られる[急]「加都多」を参照すると、[高名]一致と言える。嘉麻郡「碓井^{ウスイ} (碓氷字須為)」は、「碓氷」ならばウスヒであるので、「為」から見て、[急]「碓井^{ウスイ} 字須井」と合わせて「碓井」と見るのがよい。下座郡「三城^{ミナキ} (美奈岐)」は、[急]「美都木」を参照すると、[高名]一致と言える(助数詞ツと見てミツキと訓む方がよい)。

大隅國 噌啖郡 「志摩 国用嶋字 (国用嶋字)」は、傍訓・訓注はないが注により訓が知られ、「国用嶋字」は[高名]一致していて([急]も、一字地名「嶋」の二酸化である)。

以上、(イ)の例は、第三節に挙げたものの49例(★印の1例を除く)を含めて、821例に及ぶ。そのうち、高山寺本と表記・訓が一致する名博本の例(左実線部)は第三節に挙げた29例(★印の1例を除く)を含めて575例に及び、また、仮名遣のみが異なるもの(左破線部)は第三節に挙げた4例を含めて101例に及び、そして、表記の漢字が類似していて同訓であるもの(左波線部)は第三節に挙げた1例を含めて35例ある。これらは、高山寺本の訓注と名博本の傍訓とが対応するものであり、少しの差違はあっても、高山寺本系の訓注を傍訓に改めたものが名博本であると見ることができ例である。とりわけ、[高名]一致と述べた66例は、やや特殊なものが高山寺本と名博本とで一致していて、[高名]仮名遣の差のみと述べた6例、[高名]「近似」と述べた1例も加えられ、大東急本とも一致する例を差し引くとしても、高山寺本系と名博

本との関係を見るのに重要な例であると考えられる。

五 高山寺本の訓注と名博本の傍訓 (二)

次に、(ロ)から(イ)を除いた(ウ)の例を挙げる。

山城國 乙訓郡 鞆岡(止毛乎賀) 訓世(群世)、紀伊郡 深草(不賀平佐)、宇治郡 岡屋(乎賀乃也)

大和國 葛下郡 當麻(多以万)

河内國 丹比郡 八下(波知下)

和泉國 日根郡 呼於(乎)

攝津國 河邊郡 楊津(夜奈以都)、武庫郡 兒屋(古也)、有馬郡

春木(波留木)、八部郡 長田(奈以多)

山城國乙訓郡「訓世(群世)」の「群」は、撥音表記である。紀伊

郡「深草(不賀平佐)」については、工藤氏「和名抄地名新考(三)」⁽⁴⁸⁾が詳しい。

大和國葛下郡「當麻(多以万)」は、タギマのイ音便である。

和泉國日根郡「呼於(乎)」は、一字地名の二文字化に関連して、長音ヲーを表す例である。

攝津國河邊郡「楊津(夜奈以都)」は、ヤナギツのイ音便ヤナイツである。八部郡「長田(奈以多)」は、[急]「奈加多」とあり、ナイタになる理由は明らかでない。「以」を「加」の誤りと見るか。

伊勢國 朝明郡 杖部(波世津加へ)、奄藝郡 服部(波止利)、壹志郡 岩野(岩野太岐乃)、飯高郡 英太(阿加太)、多氣郡 三宅(美也計)

遠江國 長下郡 長野(奈加乃) 幡多(判多)

甲斐國 山梨郡 林部(波夜之)

相模國 高座郡 岡本(乎加毛度)

武蔵國 多磨郡 小川(乎加波) 川口(加八久知) 小楊(乎也支) 新田

(迹布多)、都筑郡 高幡(多加波多)、入間郡 山田(夜未太)

安房國 平郡郡 砥河(止加波) 達良(多と良) 石井(以波為) 狹隈

(左之万) 穂田(保多)、安房郡 河曲(加波和)、朝夷郡 健田(太津多)

上総國 畔蒜郡 小河(乎加波) 甘木(安万支)、望陀郡 鹿津(加豆)

伊勢國朝明郡「杖部(波世津加へ)」の「へ」は、安房國長狹郡「丈部(波世豆加比)

部」⁽⁴⁹⁾を合わせとらえると、清音へと見る方がよいと考

えられる。奄藝郡「服部(波止利)」は、三字地名「服織部」の省略である。

遠江國長下郡「幡多(判多)」の「判」は、撥音表記である。

甲斐國山梨郡「林部(波夜之)」は、一字地名「林」の二文字化である。

安房國平群郡「狹隈(左之万)」は、[急]「佐久万」が参照される。朝夷郡「健田(太津多)」は、[急]「多介太」が参照される。

近江國 栗太郡 梨原(奈之波良)、甲賀郡 山直(也末ナホ)、野

洲郡 敷智(國用測字)、浅井郡 速水(波世也)

飛驒國 益田郡 秋秀(阿岐比豆)、荒城郡 高家(加岐)

信濃國 伊那郡 伴野(度毛乃) 小村(乎无良) 麻績(乎美) 福智(布

久知)、安曇郡 高家(多支へ)

上野國 甘樂郡 新屋(迹比也)、緑野郡 林原(波也之八良)、那波

郡 池田(伊計太)、勢多郡(セタ)、深田(フカタ)、新田郡(ニフタ)、祝人(ハフリ)

陸奥國 行方郡(ナメカタ) 真野(末乃)

近江國甲賀郡「山直(也末ナホ)」は、[急]「也末奈保」が参照される。

野洲郡「敷智(國用測字)」は、一字地名「測」の二酸化である。浅井郡「速水(波世也)」は、[急]「波世美」が参照される。

飛驒國荒城郡「高家(加岐へ)」は、タキへの訓が考えられるところである(信濃國安曇郡「高家(多支へ)」を参照)が、[急]「加木倍」である[高]とともに「加」を「多」の誤りと見るか。

若狹國 大飯郡(フホイ) 木津(岐豆)

越前國 坂井郡(サカイ) 長畝(奈字祿) 河口(川口加波久知)

加賀國 能美郡(ノミ) 山上(夜末加美) 石河郡(イシカハ) 棕部(久良波之) 三嶋(三馬美万)

拜師(波世之) 井手(為豆) 味知(美乎)

越中國 礪波郡(トナミ) 高柳(高楊多加也岐) 新河郡(ニヒカハ) 大荊(於保也不)

佐渡國 雜太郡(サハタ) 石田(以之多) 賀茂郡(恵久利)

越前國坂井郡「長畝(奈字祿)」は、「長」をナと訓んでいるが、

「志那都比古」(記神代)と対照される「級長戸彦命」(神代紀上

・第五段一書第六)の例が参照される。

加賀國石河郡「棕部(久良波之)」は、三字地名「棕櫚部」の省略

である。「三嶋(馬)」は、[急]「三馬美万」が参照される。「拜

師(波世之)」は、[急]「波世之」が参照される。「味知(美乎)」は、[急]「美

知」が参照される。

丹後國 與謝郡(ヨサ) 謁叡(安知江)

但馬國 氣多郡(府) 樂前(左止乃久末) 城崎郡(キノサキ) 新田(速布多)

因幡國 法美郡(フミ) 廣城(廣城比呂世)

石見國 途摩郡(ニマ) 湯泉(由) 邑知郡(ヨチ) 邑美(於保美)

但馬國氣多郡「樂前(左止乃久末)」は、[急]「佐乃久万」が参照される。「新田(速布多)」は、第四節に見た隱岐國周吉郡「新野(速比乃)」が参照される。

因幡國法美郡「廣城(廣城比呂世)」は、「城」をセと訓むのが困難で、[急]「廣西比呂世」によるのがよいかと見られる(「廣柵」もしくは「廣栖」の誤りとも見られる)。⁵⁰

石見國途摩郡「湯泉(由)」は、一字地名「湯」の二酸化である。

邑知郡「邑美(於保美)」は、[急]「於保美」とあり、二合仮名オホ・オフ「邑」の差である。

播磨國 印南郡(イナミ) 含藝(加奈牟 國用河南) 赤穂郡(アカホ) 筑磨(都久末)

勢(須世) 完栗郡(カンサハ) 柏野(加之八乃) 石保(石作以之郡久利) 土方(比知末)

神崎郡(カンサキ) 埴岡(波尔乎賀) 蔭山(加介也末) 川邊(加波乃倍 國用

川述) 的部(以久波) 美囊郡(ミナキ) 高野(多賀乃)

美作國 英多郡(アイタ) 讚甘(佐奈保) 勝田郡(カツマタ) 飯岡(以保加) 苦東郡(トマヒカシ)

美和(三禾)

備前國 和氣郡(ワケ) 坂長(散加奈賀) 磐梨郡(イハシ) 物理(毛止以へ) 御野

郡(府) 廣西(比呂世) 伊福(以布久) 津嶋(豆之万) 上道郡(カシツミ) 那紀(那絶

奈岐)

備中國 下道郡(シモツミチ) 湯野(由乃) 浅口郡(アサクチ) 大嶋(於保之末) 後月郡

荏原(夜波良) 縣主(阿加太) 出部(以豆へ) 足次(安之幾) 英賀郡(甲イ)

部(多知門)

安藝國 沼田郡 真羅(信羅)

長門國 大津郡 向國(无加豆久迹)

播磨國印南郡「含藝(加奈牟 國用河南)」は、「含藝」をカナムと訓むのが困難である。完栗郡「土方(比知末)」は、「土方」の表記で[高]名一致している(急も)。神崎郡「川邊(加波乃倍 國用川述)」は、カハノベと訓むと見られる。「的部(以久波)」は、一字地名「的」の二文字である。

美作國英多郡「讃甘(佐奈保)」の訓は、不明である。

備前國磐梨郡「物理(毛止以)」は、[急]「物部無訓」であり、三字地名「物理部」の省略で、モトリベのイ音便である。上道郡「那紀(那純奈岐)」の「純」は、[急]「那紀無訓」と合わせて、「紀」の誤りと見るのがよい。

備中國後月郡「荏原(夜波良)」は、[急]「江波良」が参照される。「縣主(阿加太)」は、一字地名「縣」の二文字化かと見られる。「足次(安之幾)」は、[急]「安須波」によるのは難しく、アシスキの約まったものか、あるいは、アシスキの母音交替かと見られる。英賀郡「丹部(多知間)」は、三字地名「丹比部」の省略で、省略された「比」に当たるとの脱落したものである。

安藝國沼田郡「真羅(信羅)」の「信」は、[急]「新良」の「新」も、撥音表記である。

阿波國 三好郡 三繩(美奈波) 三津(美豆) 三野(美乃)、那賀郡

嶋根(之末柵) 和射(知射と讀如左)

讃岐國 大内郡 引田(比計太) 白鳥(之良止利) 入野(迹野乃夜)、香

河郡 中間(奈加豆「マ」、阿野郡 鴨部(加毛)

伊豫國 宇摩郡 津根(豆柵)、新居郡 嶋山(久末夜末)、濃満郡 賞多(散賀多)、浮穴郡 荏原(衣波良)

阿波國那賀郡「和射(知射と讀如左)」は、[急]「和射無訓」と合わせて「和射」(「知」は「和」の誤り)と見られ、そして、播磨國風土記・美囊郡に「阿波國和那散」とあるので、三字地名「和射」の省略と見られる。

讃岐國大内郡「白鳥(之良止利)」は、シロトリの訓[急]「之呂止利」もある。「入野(迹野乃夜)」は、[急]「余布乃也」により、ニフノヤと見られる。香河郡「中間(奈加豆「マ」)」は、[急]「奈加都万」が参照される。阿野郡「鴨部(加毛)」は、一字地名「鴨」の二文字化である。

筑前國 糟屋郡 香椎(加須比)、宗像郡 海部(阿末)、穂浪郡 薦

田(古毛多) 堅磐(堅磐加太之末)、上座郡 把伎(八木)

筑後國 御原郡 日方(比加多)

肥前國 三根郡 千栗(知利久)、佐嘉郡 山田(ヤマタ)、彼杵郡

嶋見(之末美)、高米郡 神代(加无之呂)

筑前國糟屋郡「香椎(加須比)」は、シースの母音交替と見られるが、「椎」と「推」との混同ということもあるであろうか。穂浪郡「堅磐(堅磐加太之末)」は、[急]「堅磐加多之万」により「堅磐」と見られて、カタシハの訓が予想されるところであるが、[高]急ともに訓カタシマである(「万」を「方」の誤りと見るか)。上座郡「把伎(八木)」は、[急]「波木」が参照される。

肥前國三根郡「千栗(知利久)」の「利久」は、「久利」の転倒と見

られる。

(ろ)の例は、合わせて125例で、(い)に比べて少ない。

六 高山寺本の訓注と名博本の傍訓 (三)

そして、(ハ)の例を挙げる。

山城國 宇治郡 餘戸 山科、久世郡 殖栗(名栗)

河内國 丹比郡 菅生

和泉國 和泉郡 輕部

攝津國 嶋下郡 穂積

山城國久世郡「殖栗(名栗)」は、「名栗」を訓注と見るかとも思

われるが、延喜式・神名帳に「雙栗神社」の例もあるので、「名栗」ともあつたかと思われ、訓注とは別の注記と見て、ここに挙げておく。

伊勢國 三重郡 葦田

三河國 寶饒郡 美養、八名郡 多米 和太

遠江國 山香郡 氣比(氣多)、佐野郡 幡羅、葵原郡 細江

駿河國 志太郡 刑部、益頭郡 朝夷

相模國 足下郡 垂水、大住郡 和太

武蔵國 久良郡 星川、男衾郡 多留、播磨郡 *榛澤、秩

父郡 巨香 美吉

下総國 葛飾郡 度毛、埴生郡 麻在

伊勢國三重郡「葦田」は「急」安之美多」によると、三字地名「葦

田」の省略で、省略された字に当たるミが脱落したものと見ら

れる。

三河國八名郡「多米」は、「急」多木無訓」を参照すると、「高」一

致とも言える。

遠江國山香郡「氣比(氣多)」は、「急」氣多無訓」に合わせて「氣

多」の誤りと見るのがよいであろうか。

相模國大住郡「和太」のワツタのツは、促音であり得る。

武蔵國播磨郡「榛澤」は、第二節に見た郡名と同様に撥音を含

むハンであろう。

近江國 犬上郡 田可、坂田郡 朝妻、浅井郡 田根、伊香郡

余呉、高嶋郡 角野

美濃國 各務郡 芥見、土岐郡 異味

信濃國 水内郡 芹田

上野國 群馬郡 *群馬、吾妻郡 大田

陸奥國 日理郡 菱沼、賀美郡 河嶋(川島)

出羽國 飽海郡 由理

美濃國土岐郡「異味」のビは、傍訓に濁点があり、マ行―バ行

の子音交替と見られる。

若狹國 遠敷郡 安賀野里

越前國 足羽郡 上家

越中國 射水郡 阿努、婦負郡 高野

越後國 沼垂郡 賀地

越前國足羽郡「上家」のカンは、カミの撥音便である。

因幡國 高草郡 野坂 刑部

播磨國 飭磨郡^{シカマ} 草上^{クサノカミ}
 備中國 下道郡^{シモツミナ} 曾能^{ソノノ}
 淡路國 三原郡^{ミハラ} 倭文^{シトリ}
 讃岐國 山田郡^{ハヤシ} 拜師^{ハイシ}

ハ→ワ 1例、ヒ→キ 1例、エ→エ 1例、オ→ヲ 3例、の例がある。

(ハ)の例は、合わせて49例で、(イ)(い)に比べては無論のこと、(ろ)に比べても少ない。

さらに、(ニ)として、次の例がある。

駿河國 益頭郡^{マシツ} 西刀勢^ニ (西刀勢)

「急」西刀^{世止}「勢」が参照され、「高」^勢・「名」^勢は訓セトのセを表すと見られて、「高」^名がかなり近似した例である。「名」に訓注の跡が残っている珍しい例である。(ロ)に入れることもできるが、別にしておくものである。

以上のように、第三節以降、郷名について、高山寺本の訓注と名博本の傍訓とを対照して、訓注等ないし傍訓のある996例を見てきたが、少しの差違はあっても両者が対応する(イ)(い)の821例が八割を越し(82%強)て圧倒的に多く、また、そのうち、711例(87%弱)は、表記・訓が一致するもの(575例)、仮名遣のみが異なるもの(101例)、表記の漢字が類似していて同訓であるもの(35例)であることから見て、とりわけ「高」^名一致」と述べた68例⁽⁵⁷⁾から見ても、「高」^名仮名遣の差のみ」と述べた6例、「高」^名「近似」と述べ

た2例⁽⁵⁸⁾を含めて、基本的に名博本の傍訓は高山寺本系の訓注を基にしたものにとらえて間違いないと見られる。

榎氏・宮澤氏を承けて、高山寺本の「郷里部」と名博本の「國郡部」とを対照することにより、右のような結果を得ることができた。

注

- (1) [1992-6 名古屋市博物館]
- (2) 『倭名類聚抄諸本の研究』[2010-4 勉誠出版] (二七)、もと『松村明先生国語研究』[1993-10 明治書院]
- (3) 「名博本の内容は、一見して他の和名抄とは大きく相違する。それはまず他本ならば掲出語があつてその下に註文があるのに、名博本では、その掲出語だけを集めている。これでは辞書ではなく単語集である。」とも述べられる。
- (4) 名博本では巻六ノ十、後掲の大東急本(・元和本)では巻五ノ九である。
- (5) この他に、高山寺本は「居處部」に駅名を掲載している。
- (6) 本来は、国名欄・郡名欄が「國郡部」で、郷名欄が「郷里部」であつたかと考えられる。郷名欄のみである点で高山寺本と名博本とは共通しているとも言えるが、高山寺本は、巻六ノ十の残欠であるので、国名欄・郡名欄は現存しない巻五にあつたと見ることができ。よって、この点での高山寺本と名博本との共通性は重視しないことにしたい。
- (7) 大東急本(・元和本)では、国名・郡名の多くにも訓注が付されている。また、高山寺本では、駅名のいくらかにも訓注が付されている。

- (8) (郷名欄の) 郡名のある程度にも傍訓が付されている(第二節に後述)。
- (9) 犬飼隆・和田明美両氏編『語り継ぐ古代の文字文化』[2014・1 青簡舎]
- (10) 尤も、高山寺本の(郷名欄の) 郡名の傍訓は、後に第二節に見るように、別のとらえ方の方がよいかと考えられる。
- (11) 天理図書館善本叢書2『和名類聚抄 三宝類字集』[1971・11 八木書店]
- (12) 渡辺氏・宮澤氏が指摘されるように、高山寺本(山城国)に「有_レ郡謂之郡家 有_レ驛謂之驛家 以_レ寄_二諸社_一謂之神戸 不_レ入_二班田_一謂之餘戸 異名同 除而不_レ載」とある。
- (13) ここでは、「島」と「嶋」との差は問わないことにする。
- (14) 以下、一字地名の二文字化については、前稿(一)「地名の二文字化——和名類聚抄の地名を中心に——」(「地名探究」10(京都地名研究会14・4))参照。
- (15) 「安_レ宿_二部_一」の省略の例もあって、ヤスへの傍訓を付した、とも見られる。なお、以下、三字地名の二文字化については、注(14)前稿(一)参照。
- (16) 大東急本と元和本とは郡名の掲載順序が異なり、[急]長下_{長乃加美}の訓注はそのことによる誤りかと見られる。
- (17) 前稿(二)「和名類聚抄地名の説添え」(『国語文字史の研究』13[2012・12 和泉書院])
- (18) 郵岡良弼氏『日本地理志料』[1966・9 臨川書店、もと1902・12・1903・9 東陽堂]は、「志_米波」とし、「按原注_{志波}、今補_米字、以復_{源君之舊}、」とされる。
- (19) 本居宣長『地名字音転用例』参照。今は宣長によるが、後にトヨマ郡(↓トメ郡)であるところからは、「_米」_米と見るのがよいかとも思われる。
- (20) 『日本語学の方法 工藤力男著述選』[2005・11 汲古書院]、もと「歴史地名通信」50 [2005・1 平凡社]
- (21) 工藤氏「古代文献における固有名詞の語形の変容」(『日本語史の諸相 工藤力男論考選』[1998・8 汲古書院]、もと「岐阜大学教育学部研究報告 人文科学」29 [1981・2]) 参照。以下、ウ列―オ列の母音交替の例について同様。
- (22) 「い」については、第四節に後述する(第三節において、以下同様)。
- (23) 注14(前稿(一))には「谷部」の例しか挙げていないが、名博本に三字地名の例があった。
- (24) 注19「地名字音転用例」参照。
- (25) 注14(前稿(一))には「宗我」「宇部」の例しか挙げていないが、名博本に三字地名の例があった。
- (26) 「癸」と示したのは「関」から「門」を削った形の字体である。
- (27) ヲ↓ホとも見られる。
- (28) 前稿(三)「和名類聚抄地名の「部」」(『国語文字史の研究』11 [2009・5 和泉書院])。なお、注(17)前稿(二)には、アマ「海」を「海_入」の省略ととらえたが、注(9)北川氏論文が示されるように、尾張国海部郡を「戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸」(飛鳥京跡苑池遺構木簡、荷札集成二二)・「尾治國海郡嶋里人」(平城宮内裏西南隅外郭木簡、平城宮七―一三〇一)と示す木簡があるので、本稿では他の例も含めて修正した。
- (29) 尤も、[急]「富田_{無訓}」・[元]「高田_{無訓}」とあるので、断定はできない。
- (30) 三音節の名詞被覆形は、このアカナ「茜」の例ぐらしか見当たらない。アカネ「茜」はアカ「赤」+ネ「根」の構成であるので、被覆形アカナは、二音節被覆形カナ「金」などとの類推によるものと見られる。なお、三音節の名詞被覆形は、有坂秀世氏「国語にあらはれる一種の母音交替について」(『国語音韻史の研究』[1944・

- 『明世堂書店』、1957・10増補新版「三省堂」、もと「音声の研究」4 [1931・12] の挙げられる例ではイホツ「五百箇」のみであり、イホツはイホ「五百」＋ツ「箇」の構成であるので、これは助数詞ツ「箇」の被覆形と見ることができる。
- 尤も、注(9)北川氏論文は、「アカ」の母音がいずれもaであるので、neがそれに影響されてnaに変わったと考えれば、説明は付こう(略)。いわゆる順行同化である。」とされて、別の解釈もある。
- (31) 注(9)北川氏論文は、「名博本の〈アカネナへ〉は、「ネ」の脇に異文注記の「ナ」が書かれていた(たとえば〈アカネナへ〉のように)のが書写の過程で訓の本文に混入したものと推定される。」とされる。
- (32) 後に挙げる注(34)参照。
- (33) 池邊彌氏『和名類聚抄郡郷里駅名考證』[1931・2 吉川弘文館]には、「鹿」字に対して「唐か」とある。
- (34) 注(9)北川氏論文は、「久」「シ」の相違は、筆文字で「い」「久」「之」の三文字が近似していることから生じた誤写と推測される。写本においてこの三文字はしばしば相互に誤写を起こす。」とされる。なお、注(32)箇所をも参照。
- (35) 〔註〕郷名は「也郡乃之呂」であるが、郡名・郷名ともヤツシロと見るのがよい。
- (36) 注(21)書、もと「萬葉」90 [1975・12]
- (37) 〔名〕は「衣」を「夜」と見たかと思われる。
- (38) 注(33)『和名類聚抄郡郷里駅名考證』に指摘される。後に注(39)に挙げる前稿(四)に挙げていないが、挙げる方がよかったか。
- (39) 前稿(四)「和名類聚抄地名の音訓混用」(『国語文字史の研究』14 [2014・7 和泉書院])では、クラブと訓む方向で考えたが、ここに改めることにしたい。

- (40) 工藤氏「木簡による和名抄地名の考察」(注(20)書、もと「木簡研究」12 [1990・11])参照。
- (41) 注(18)『日本地理志料』は、「勝戸ハ蓋磯ア之譌、」とされる。
- (42) 注(39)前稿(四)参照。
- (43) 注(18)『日本地理志料』は、「再按、罵恐ハ富ノ字、以草體相近譌、」とされる。
- (44) 被覆形ニフ・露出形ニヒととらえることもできないではない(別稿「上代特殊仮名遣に関する語彙」[『萬葉』198 [2007・6]])。
- (45) 〔箋〕の代用であろうか。
- (46) 〔宗〕を「手」と見たこともあり得る。
- (47) 第三節に挙げた7例を含む。
- (48) 「成城文藝」187 [2004・7]
- (49) 注(28)前稿(三)参照。
- (50) 注(39)前稿(四)参照。
- (51) 前稿(五)「風土記の地名と和名類聚抄の地名」(「風土記研究」37 [2014・7 予定])参照。
- (52) 注(18)『日本地理志料』は、「按當讀云佐加美、」とされる。
- (53) 注(28)前稿(三)参照。
- (54) 注(39)前稿(四)参照。
- (55) 注(14)前稿(一)に挙げていない。
- (56) 尤も、音十ノ十音の例は異例である。注(39)前稿(四)参照。
- (57) 第五節に挙げた1例、第六節に挙げた1例を含む。
- (58) 第六節に挙げた1例を含む。
- (付記) 二〇一三年九月七日、第十一回風土記研究会において「風土記の地名と和名類聚抄の地名」と題して講演した際に、講演者の紹介をしていた北川和秀氏から、名古屋

屋市博物館本をとり挙げる必要はないかと、講演の後に御質問があった。訓注がなく傍訓のみがあるその本を、それまでどちらかと言えば軽視していたが、その御質問により一度丁寧に見る必要性を感じたので、検討してみた結果がこのようなものになった。ここに記して、北川氏に感謝の微意を示す次第である。

キーワード…和名類聚抄 地名 名古屋市博物館本 高山寺本
訓注・傍訓

（二〇一四年四月二三日 受理）